

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第3回定例会
東京都台東区議会会議録
〈第11号 令和8年9月15日（火）〉

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年
第 3 回 定例会 東京都台東区議会会議録（第11号）

○9月15日（火）

（以下敬称略）

出席議員（30名）

1 番	石 原 喬 子	2 番	大 浦 美 鈴
3 番	拝 野 健	4 番	弓 矢 潤
5 番	大 貫 はなこ	6 番	中 村 謙治郎
7 番	吉 岡 誠 司	8 番	高 橋 えりか
9 番	鈴 木 昇	10 番	岡 田 勇一郎
11 番	田 中 宏 篤	12 番	松 村 智 成
13 番	中 澤 史 夫	14 番	青 鹿 公 男
15 番	本 目 さ よ	16 番	村 上 浩一郎
17 番	風 澤 純 子	18 番	伊 藤 延 子
19 番	望 月 元 美	21 番	松 尾 伸 子
22 番	寺 田 晃	23 番	早 川 太 郎
24 番	富 永 龍 司	25 番	中 嶋 恵
26 番	秋 間 洋	27 番	高 森 喜美子
28 番	石 塚 猛	29 番	太 田 雅 久
30 番	小 坂 義 久	31 番	青 柳 雅 之

欠席議員 な し

欠 員（2名）

20 番

出席説明員

区 長	服 部 征 夫	副 区 長	野 村 武 治
副 区 長	梶 靖 彦	教 育 長	佐 藤 徳 久
技 監	赤 星 健太郎	企 画 財 政 部 長	関 井 隆 人
用地・施設活用担当部長	越 智 浩 史	総 務 部 長	小 川 信 彦
区 民 部 長	内 田 円	こども家庭部長	前 田 幹 生
文化産業観光部長	杉 光 邦 彦	福 祉 部 長	三 瓶 共 洋

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

健康部長 兼台東保健所長	水田 渉子	環境清掃部長	遠藤 成之
都市づくり部長	寺田 茂	土木担当部長	原島 悟
会計管理室長	上野 守代	教育委員会 教務局長	佐々木 洋人
企画課長	川田 崇彰	財政課長	高橋 由佳
区長室長	浦里 健太郎	総務課長	福田 健一

区議会事務局

事務局長	鈴木 慎也	事務局次長	久木田 太郎
議事調査係長	吉田 裕麻	書記	関口 弘一
書記	塚本 隆二	書記	岡崎 一生
書記	遠藤 花菜	書記	大谷 彩季
書記	堀 真佑夏		

議事日程

日程第1 一般質問

追加議事日程

追加日程第1 議員提出第5号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 1時00分 開議

○議長（石塚 猛さん） ただいまから本日の会議を開きます。

あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第136条の規定により、

12番 松 村 智 成 さん

13番 中 澤 史 夫 さん

をご指名いたします。

○議長（石塚 猛さん） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言通告がありますから、順次これを許可いたします。

19番望月元美さん。

（19番望月元美さん登壇）（拍手）

○19番（望月元美さん） 自由民主党の望月元美でございます。

7月の熊本地震や、日本各地で台風や豪雨の影響により、被害に遭われてお亡くなりになった方のご冥福を心からお祈り申し上げます。そして、避難生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。初めに、財政についてお伺いいたします。

内閣府が8月に発表しました令和8年4月から6月期の国内総生産は、前期比0.3%増、年率換算で1.1%増となり、3期連続のプラス成長となりました。

一方で、個人消費は2年ぶりにマイナスとなっています。原材料価格の高騰や円安、中東情勢などを背景とした世界的な物価上昇の影響により物価高は長期化しており、賃金も上昇傾向にあります。今後は現在の物価水準や財政コストが一定程度続くことを前提として、区政運営の将来を見据えていかなければならない局面に入っています。

令和7年度決算では、一般財源が前年度より約50億円増加し、経常収支比率も1.8ポイント改善するなど、一見すると財政状況は好転しているように見えます。堅調な税収に支えられ、新たな施策を積極的に展開できる環境が整いつつあるとの見方もできますが、決して楽観視できる状況ではありません。

令和元年度以降の一般会計の歳出決算額の推移を見ると、令和2年度は特別定額給付金の支給もあり、令和元年度と比較して約200億円増加しています。このような一時的な要因を除いても、歳出は増加傾向にあると考えます。特に令和6年度以降は対前年の伸び率が令和6年度で9.1%、令和7年度で5.3%と高い水準となっており、令和7年度の決算額は初めて1,300億円を超え、過去最高額となりました。加えて、近年は大規模工事における入札不調や不落随契が相次ぎ、工事費の増額に伴う補正予算も予算流用も増えています。今後も物価や人件費の上昇などにより、投資的経費が当初の見込みを上回る可能性は高く、それらを

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

支える財源をいかに確保していくか、大きな課題となります。これまで本区の財政は、納税義務者数の増加や企業収益の堅調な推移などにより増収が続き、基金への積立ても着実に進めてきました。

しかし、近年の基金残高の増加は、コロナ禍において想定ほど一般財源が減少しなかったことに加え、先行きが不透明な中で、大規模改修工事などの実施事業を一時的に見合わせたことも大きな要因の一つとなっています。つまり、コロナ禍においては、歳入の減少を見込みながら、歳出を精査することで持続可能な財政運営を維持してきたということです。

第1回定例会において区長は、当面は歳入の増を大きく上回る歳出の増が見込まれると答弁されました。歳出の大幅な増加が見込まれる一方で、歳入の先行きは依然として不透明です。だからこそ、歳入に見合った歳出規模を維持するという視点や、歳入の見通しがより明確になるまでは歳出を慎重に見極めるという姿勢が持続可能な財政運営には不可欠ではないでしょうか。もちろん区政を取り巻く環境は日々変化しており、新たな行政課題に迅速に対応していくことも重要です。そのためには、限られた財源を有効活用する観点から、効果が薄れている事業は積極的に見直す一方で、新たな課題へ財源を振り向けていく、いわゆる事業の新陳代謝を一層進めていく必要があると考えます。

こうした中、令和9年度予算編成の依命通達では、直面する課題の解決に向けて力強く施策を展開し、区政をさらに前進させていくためには、財政基盤の維持が不可欠であるとした上で、既定事業について、徹底的な業務効率化や積極的な見直しが示されました。これは歳入の先行きに不透明さが増す中であっても、必要な施策を着実に推進していくという区長の強い決意の表れだと受け止めています。

そこで、財政状況の認識及びそれを踏まえ、どのように令和9年度予算編成に取り組んでいくのか、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、女性の創業支援についてお伺いいたします。

昨年、日本初の女性総理大臣が誕生したことは、男女格差が指摘される日本社会において、あらゆる分野での女性活躍を後押しする象徴的な出来事でありました。女性が自らの個性と能力を発揮し、生き生きと活躍することは、我が国の持続的な経済成長にとって不可欠です。帝国データバンクが毎年行っている全国「女性社長」分析調査によれば、令和7年10月現在、国内企業における女性社長の割合は8.6%と、5年連続で過去最高を更新したものの、依然として1割に届いていません。業種を細かく見ると、保育所や老人福祉事業などの社会福祉関連や、化粧品販売などの美容関連が高い傾向が続いています。

また、日本政策金融公庫総合研究所の令和4年12月の新規開業実態調査では、女性による新規開業の特徴として、商いの範囲が事務所や店舗の近隣、同じ市区町村内など、地元志向が強いこと、さらに女性が開業した事業では、女性従業員が多いことが報告されています。

一方、令和8年2月の起業と起業意識に関する調査によると、まだ起業していない人の意識について、女性の無関心層が57.4%と半数を超え、男性よりも多い割合となっています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

見方を変えれば、女性の起業にはまだ大きな伸び代があると捉えられます。これらの調査結果を踏まえると、地元志向を持ち、社会福祉関連事業など地域に根差した分野に取り組み、さらに女性雇用を促進する女性経営者の増加は、将来的な労働人口の減少が見込まれる中、台東区にとって大きな活力源となる可能性があります。

本区では、事業範囲や資金規模が大きくなる創業支援は、国や東京都などの支援機関を案内する一方、創業のきっかけづくりや最初の相談窓口といった身近な支援を区が担ってきました。これまで台東区産業振興事業団では、したまちT A I T O創業塾や創業個別ゼミの開催、さらに女性創業者メンター交流会など、丁寧で相談しやすい支援を行ってきたことは高く評価しています。

しかしながら、創業や起業にまだ関心を持っていない層にまで届く、支援事業の成果や現在活躍している女性起業家が注目される機会は、まだ十分とは言えません。そこで、区内で活躍する女性経営者を増やすために、区民への効果的なアピールが必要です。例えば毎年3月8日の国際女性デーに合わせて、広報たいとうなどで特集を組んではいかがでしょうか。趣味や資格を生かした起業、短時間から始められる事業など、多様なスタートアップの形を紹介することで、身近なロールモデルとして起業への関心を高める機会になると考えます。

そして、興味を持った方が次の一步を踏み出すために、起業を支える経営面での相談や人脈づくり、マーケティングなどの実践につながる支援も重要です。横浜市では、輝く女性起業家プロモーション事業として、集客力ある商業施設と協定を結び、商品を販売、PRする機会を確保するとともに、実践的な販売ノウハウを学ぶ事業を展開しています。本区においても中小企業振興センターでの模擬販売や、施設イベント参加者へのアンケート調査など、実際の顧客の反応を確認できるテストマーケティングの機会を設けてはいかがでしょうか。

そして、これからの創業支援には、女性の多様なライフスタイルやライフステージに合わせた視点も不可欠です。子育て中の女性から、経験やスキルを生かして定年後も社会とつながりたい50代、60代など、幅広い世代のニーズを捉え、地元台東区で事業を展開できる環境を整えることが重要です。令和10年度にリニューアルオープンされる中小企業振興センターには、新たに交流機能が加わり、産業活性化の拠点として、大いに期待するところであります。

そこで、今後の中小企業振興センターを活用した女性の創業支援策を一層充実させるべきと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第2、女性の創業支援についてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず、女性経営者を増やすための視点についてです。

女性経営者の増加は、女性ならではの視点や、あるいは生活体験を生かした新たなサービスを創出するなど、本区の地域経済活性化の観点から大変重要であると認識しています。区では、これまで台東デザイナーズビレッジなどの運営を通じて創業支援に取り組んでまいりました。これらの事業に占める女性の割合は高く、卒業生の中には区内で事業活動を行いながら地域イベントの運営を行うなど、経営者として定着し、活躍を続ける方も多くいます。また、女性の中小企業診断士による商工相談や、女性創業者メンター交流会の開催など、女性が相談しやすく、参加しやすい事業を展開しています。今後、これらの事業の充実を図るとともに、女性経営者を増やすための周知として、広報たいとうをはじめ、動画などを活用しながら、区内で活躍している経営者をロールモデルとしてSNSなどで広く発信してまいります。

また、テストマーケティングの機会の提供については、浅草文化観光センターで実施するインバウンド向けマーケティング調査などを活用した検討を進めてまいります。さらに、令和10年度にリニューアルする中小企業振興センターでは、託児が可能なスペースの設置や、多機能トイレの増設など、様々なライフステージにある女性が来所しやすい環境を整備いたします。

次に、中小企業振興センターでの女性の創業支援の充実についてです。

新たな交流機能には、人、アイデア、情報などをつなぎ合わせる役割を担うコミュニケーションマネジャーを設置し、事業者同士や支援機関、関係者など多様な主体の交流を促し、施設利用者のニーズに応じたきめ細かな事業展開を図ってまいります。こうした取組を踏まえ、女性経営者が様々な主体とつながり、新たな価値創造を図ることができるよう、起業・創業に挑戦する事業者の支援を着実に推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第1、財政についてお答えいたします。

区では、これまで様々な行政需要を見据え、税収の増収分などを着実に基金へ積み立ててきたことにより、現時点では一定の財政力を維持できています。

しかしながら、歳入は、中東情勢の長期化など、依然として先行きが不透明な一方、歳出は物価高騰や賃金上昇などが予算規模を押し上げており、区財政は今後、大きく基金残高が減少するなど厳しい状況に置かれる可能性があります。そのような状況にあっても、令和9年度予算編成においては、子育て支援や高齢者・障害者のサービスの充実、観光客の増加と区民生活の調和など、新しい行政課題に迅速かつ着実に取り組んでいかなければならないと考えています。

そのため、議員ご指摘のとおり、事業の新陳代謝をより一層進めていく必要があります、さら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なる事業の見直しや経費の精査を行うなど、これまで以上に自律的な財政運営を行ってまいります。引き続き持続可能な財政運営を推進するとともに、時代の変化に応じた新たな区民ニーズにも積極的に対応してまいります。

○議長（石塚 猛さん） 30番小坂義久さん。

（30番小坂義久さん登壇）（拍手）

○30番（小坂義久さん） 公明党の小坂義久です。今回は大きく2点にわたり、区長へお伺いいたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、災害対策についてお伺いしたいと思います。

7月28日16時27分、熊本県で最大震度7を観測した地震及び8月13日、千葉県で発生しました記録的大雨、そして、ネパールをはじめ、海外でも大規模な災害がございました。ここで、お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われました方々へ心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災地域の一日も早い復興をお祈りいたします。

熊本県では、8月連日の苛酷な暑さの中、断水は広範囲に及び、家屋の被害は約3万6,000棟に上りました。また、猛暑下の中、避難所では、開設間もない時期から熱中症や感染症と見られるケースが相次ぎ、断水によりトイレ環境も悪化している状況であったとお聞きしております。10年前の4月14日にもマグニチュード6.5の地震が発生し、それ以降も二度の豪雨に見舞われ、まさしく四重苦とも言える厳しい状況下の中、今回の地震も人的被害、物的被害とも甚大であり、復興が進んでいた矢先での被害ということで、改めて自然災害の脅威を実感した次第でございます。

千葉県では、13日夕方から記録的短時間大雨の速報が25回も発表され、特に千葉市では、24時間の降水量が観測史上最多の360ミリ超を記録。8月1か月分の平均降水量の3倍を1日で上回りました。気候変動の影響により、想定を超える豪雨は全国どこでも起き得る。一人一人が自分事として警戒と備えを強めるとともに、国や自治体はハード・ソフト両面から治水対策を一段と加速させねばならないと痛感した次第です。

本区でも8月22日、夕方から夜にかけてレベル4、大雨危険警報が発令され、翌深夜2時頃には約5年ぶりの震度4の地震があり、びっくりして飛び起きたのは私だけではないと思います。そして、26日から27日にかけて、石川県、富山県にてレベル5、大雨特別警報が発令され、30日には福井県にて大雨特別警報、約40万人に緊急安全確保が発表されるなど、激甚化する風水害も含めて、災害はいつ、どこで、どのように起きるのか、本当に予測ができない状況と言えます。

さて、今回の熊本地震では、断水が5市町村、約4万5,000戸で続き、国交省や自衛隊、日本水道協会で給水車165台を確保しました。飲料水や生活用水の不足が話題となり、また、水不足の箇所が届かないなど、課題も浮き彫りになりました。

そこでお聞きいたします。大規模災害発生時、水道管の破断等により断水が生じた場合、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

飲料水確保及び生活用水、とりわけ流水による手洗い水の確保が感染症予防の観点から極めて重要であり、トイレの洗浄や清掃などを含めると、1人1日当たり数十リットル必要とされています。既存の避難所、防災倉庫等にウェットティッシュやアルコール消毒液が備蓄されていますが、感染症対策には流水と石けんによる手洗いが不可欠であります。

そこで、断水が続いた際における各避難所での飲料水、生活用水の確保について、所見をお伺いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、千葉県は、都市部で排水機能が追いつかず、地上に水があふれる内水氾濫で道路が冠水し、車両が水没するなど甚大な被害をもたらしました。都心では、2024年8月21日午後6時から7時の1時間に約100ミリの猛烈なゲリラ豪雨があり、都営地下鉄の国立競技場駅や東京メトロ市ヶ谷駅の構内が浸水するなど、被害がありました。地下鉄に地下街、地下駐車場など、都内で地階を持つ建築物は7万2,000棟を超え、しかも地下施設は出入口だけではなく通気口からも水が流れ込むおそれがあり、対策は喫緊の課題と考えます。

そこでお伺いしますが、都は昨年9月に地下空間に特化した浸水対策ガイドラインを改定し、気候変動による豪雨被害を受け、1時間100ミリ級の雨を想定したタイムラインを例示いたしました。地下街やビルの管理者、鉄道会社、自治体などに求められる役割を時系列でまとめたとのことですが、ガイドラインの前提とする豪雨対策基本方針では、浸水被害を防ぐ目標雨量は1時間85ミリまでとのことでしたが、今回、都のガイドライン改定を踏まえた本区の対応について、区長の所見をお伺いいたします。

次に、在宅避難についてお伺いします。

在宅避難とは、災害時において自宅に倒壊や焼損、浸水、流出の危険性がない場合に、そのまま自宅で生活を送る方法です。都では今年3月に策定した避難者生活支援指針で、避難所では十分な居住空間が確保できない場合もあるとして、在宅避難を選択肢に示し、推奨されていますが、確かに住み慣れた場所で過ごす利点や、避難所の定員オーバーによる過密化を防ぐ、また、さきの熊本地震では、今も避難所生活を余儀なくされていることから、疲労の蓄積やストレスなど避難所環境の悪化を抑えるためには、確かに在宅避難の推進は不可欠であると思われます。

しかし、本区の実情を踏まえると、この呼びかけを一律に当てはめることは難しいと思われる、例えば谷中や根岸などの木造住宅密集地域では延焼、倒壊のリスクが高く、そもそも在宅避難ではなく避難所への避難が必要なケースや、ライフライン停止時の課題、特に区内の8割を占めるマンションでは、停電でエレベーターが止まれば、高層階の住民が物資の運搬やごみ出しもできないおそれがあります。また、在宅避難者は避難所名簿に載らないため、安否確認、物資配給、要配慮者の個別ニーズの把握が行政だけでは追いつかず、見えない被災者になりやすい構造があります。

そこでお聞きしますが、在宅避難に対する区民の認識についてお伺いいたします。また、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

災害から命を守り、安全安心、快適に過ごせる社会を目指して、都では在宅避難推進に関する取組を分かりやすく発信する在宅避難キャンペーンを本年7月から行っておりますが、本区の今後における在宅避難の普及啓発について、区長の所見をお伺いいたします。

次に、職員の災害対応力の向上についてお伺いいたします。

我が国は世界有数の災害多発国であり、今後さらなる直下型地震や記録的大雨などへの備えは極めて重要と考えます。災害発生時に区民の生命と財産を守るためには、計画や設備だけではなく、それらを運用する行政職員一人一人の力が重要です。発災直後には、災害対策本部の運営や避難所の開設、情報収集と発信、要配慮者支援や帰宅困難者対策など、多岐にわたる業務が同時並行で発生し、その際、求められることは、単にマニュアルに沿うだけではなく、職員一人一人が状況を的確に判断し、自ら考え行動する力が極めて大切であると考えます。

一方では、職員の異動に伴う経験不足等により、いざ災害現場で求められる判断力や対応力がしっかり習得できているのかといったことも考えられると思われれます。こうした中、私が注目しているのが、災害対策士という民間資格制度です。災害対策士は、防災に関する知識だけではなく、初動対応や避難所運営、情報伝達、地域との連携などを学び、実践力の向上を目指す人材育成プログラムです。私は、災害対策の成否は計画や設備だけではなく、それを運用する人の力によって大きく左右されると考えます。災害時にとっさに判断し、行動できる職員を育成する取組をより一層推進すべきではないかと思います。

そこでお聞きいたします。防災庁設置に向けた議論が進む中、都も地域防災計画の改定を重ねる中で、計画を策定することから、策定した計画をいかに実効性あるものとして運用できるかと、徐々にシフトが移りつつあるように見受けられます。マニュアル整備は進む一方、それを実際に動かす人材の訓練機会をこれからもどう確保していくのか。災害時に職員一人一人が自ら考え行動できる、実践的な防災力を養うため、災害対策における様々なプログラムを活用しながら、今後より一層職員の防災対応能力の向上に努めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、以前、熊本地震や能登半島地震の被災地に職員を派遣してまいりましたが、これら派遣経験者の知見や経験をいかに本区の防災対策に生かし、参考にしてきたのでしょうか。区長の所見をお伺いいたします。

最後に、旧坂本小学校跡地についてお伺いします。

旧坂本小学校ですが、平成8年3月に閉校して以来、校庭や会議室等は地域に開放され、校舎に関しては、改修工事に伴う仮校舎としての団体貸付けを行ってまいりました。その間、跡地活用に係る検討が様々行われましたが、結局合意には至らず、令和2年の検討において、社会経済情勢の変化に伴い、新たな行政需要などを見極める必要性が生じる。しかし、校舎建物の老朽化が進み、有効な活用を図ることが困難であり、活用検討の長期化、地域からの早期な活用の要望などあることから、当面の間、広場として暫定活用するという方向性とな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りました。

令和4年3月より解体工事を行い、翌5年4月より広場として供用開始、その後、地域住民からの提案を受け、愛称名をさかもと朝顔広場として、地域の交流や憩いの場として、また、近隣町会等におけるイベントの活用で使用されております。そして、社会実験としての地域活性化やコミュニティの醸成、公益性に資するイベントの開催を希望する事業者並びに園庭のない保育園も頻繁に利用されております。今後、広場の利用方法等について、アンケート活動やヒアリングを行いながら、より価値的な使用頻度の高い広場を目指すとお聞きしております。この間、議会において、各会派から本格活用に対する質問や要望、また、広場の積極的活用に対する意見等、様々寄せられていたことは言うまでもありません。

さて、いわゆる第2グラウンドですが、平成13年3月に公募にて華学園が落札し、20年間の事業用借地権設定契約を締結。その後、入谷地区町会連合会から陳情が提出され、華学園から貸付期間の長期間延長を希望する要望書が提出されましたが、結局は令和3年3月に10年間の契約を締結。最終的に令和13年3月31日に原状復旧を行った後に、区に返還するという流れになりました。あと4年半ございますが、月日はあつという間に流れます。本格活用に向け、今後しっかりとスケジュールやビジョンを考えておく必要があるのではないのでしょうか。

ここで、区長にお伺いいたします。さかもと朝顔広場を整備する施設機能について、文化、スポーツ、防災の3つの柱を掲げられています。旧坂本小学校は、周辺3町会の避難所に指定されていましたが、解体後の現在は忍岡中学校が避難所に指定されております。いざ災害が起きた際に、凌雲橋や両大師橋を渡ることは、より経路が長くなり、実際に避難所に向かう際、大変困難ではないかと思われ、一刻も早く周辺3町会の皆さんが安全安心に利用できる避難所を確保し、地域の防災性向上を図ることが非常に大切であると考えます。それらも含めた上での今後の本格活用に向けた考え方について、所見をお伺いいたします。

また、さかもと朝顔広場と第2グラウンドとの連携による施設活用になるのかどうか、区長の所見をお伺いし、私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長(石塚 猛さん) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

(区長服部征夫さん登壇)

○区長(服部征夫さん) 私からは、ご質問の第1、災害対策についてお答えいたします。

まず、避難所における飲料水等の確保についてです。

発災時、水道施設の破損等による断水が発生した場合、飲料水や生活用水をはじめとする水の確保が課題となります。区ではこれまで飲料水の備蓄をはじめ、防災用井戸の整備や井戸水の提供に関する協定を台東区浴場組合と締結するなど、災害時における水の確保に努めてまいりました。加えて、今年度、東京都と連携をし、避難所に応急給水栓を追加で設置し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たほか、地域住民等が所有する井戸の災害用の活用に向けた具体的な検討を進めているところです。引き続き避難所の生活環境の充実に向けて、飲料水等の確保に取り組んでまいります。

次に、都のガイドライン改定を踏まえた本区の対応についてです。

都では、東京都豪雨対策基本方針に基づき、昨年度、東京都地下空間浸水対策ガイドラインを改定いたしました。その中で、区市町村の役割として主に水害に関する情報発信が求められています。本区では、防災アプリや防災気象情報メール等を活用しており、引き続き平時からこれらの周知啓発と、利用者の増加に努め、災害時の迅速な情報発信と適切な避難誘導の実効性を高めてまいります。

また、浸水被害を未然に防ぐため、土のうステーションを設置するとともに、希望される方に対しては土のうを個別配付するなどの対応を行っています。今後も深刻化する水害から区民を守るため、東京都をはじめとした関係機関や地下空間の管理者などと連携をし、浸水対策を推進するとともに、急な浸水時における被害防止、低減に資する手段の検討を行い、広く情報を発信してまいります。

次に、在宅避難についてです。

発災時、自宅が安全である方には、プライバシーの確保、感染症防止のほか、限られた避難所スペースを有効活用する観点から、在宅避難をしていただくことは大変重要です。近年、区内では耐震性の高いマンションが増加し、また、過去の被災地では避難所生活の環境悪化等の課題が見られたことから、発災時、安全であれば自宅にとどまるという在宅避難の考え方が区民の間に着実に浸透しているものと認識しています。台東区民の意識調査において、家庭での備蓄率、これは上昇傾向にあることから、在宅避難への理解が具体的な備えにつながっているものと考えています。

在宅避難の推進については、これまでも広報たいとうや区公式ホームページ、防災訓練など、様々な機会を通じて普及啓発を実施してまいりました。今年度、在宅避難に重点を置いた内容に改定した台東区安全・安心ハンドブックを配布しました。また、10月からは備蓄の啓発を図るため、携帯トイレを全世帯に配布するなど、様々な取組を積極的に進めています。今後、在宅避難の視点から、集合住宅への防災資材の助成などを含め、これまで区が実施している在宅避難に関する事業をより分かりやすく紹介するとともに、都の事業との連携も含め、普及啓発を一層強化してまいります。

次に、職員の災害対応力向上についてです。

発災時には、限られた人員や情報の中で、刻々と変化する状況を的確に把握し、職員一人一人が自ら考え判断し、行動することが重要です。そのため、区では災害対策本部を構成する部署ごとに発災時の役割に応じた訓練を実施するとともに、初動対応訓練などを行ってきました。専門的な知識や技術の習得が求められるドローンの操縦技能については、民間事業者の協力を得て、定期的に訓練を実施しています。こうした訓練を通じて明らかになった成

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

果や課題、改善点については、今後予定している職員行動マニュアルの改定に反映をさせていただきます。

また、被災地への職員派遣についてですが、現地で得た経験を職員間でも共有し、訓練や研修に反映することで、区民生活の再建に向けた体制づくりに生かしています。今後も訓練を繰り返し積み重ね、様々なプログラムを活用した職員の人材育成に取り組み、本区の災害対応力を一段と高めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 用地・施設活用担当部長。

（用地・施設活用担当部長越智浩史さん登壇）

○用地・施設活用担当部長（越智浩史さん） 私から、ご質問の第2、旧坂本小学校跡地についてお答えいたします。

旧坂本小学校跡地及び第2グラウンドは、本区にとって大変貴重な用地であると認識しており、将来を見据えた活用が重要であると考えています。現在、旧坂本小学校跡地は広場として暫定活用しており、本格活用に向けて社会実験を実施し、多くの皆様から広場の在り方についてご意見をいただいています。

両用地の活用に当たっては、個々の用地を単独で検討するのではなく、議員ご指摘のとおり、一体的に捉えることで検討の幅が広がるものと考えています。その上で、地域の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、避難所など防災性向上の観点を含め、用地の効率的・効果的な活用が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（石塚 猛さん） 14番青鹿公男さん。

（14番青鹿公男さん登壇）（拍手）

○14番（青鹿公男さん） つなぐプロジェクトの青鹿公男です。

早速質問に入らせていただきます。1点目は、台東区独自の区民ID基盤の構築について、ご質問をいたします。

現在、区では国の標準化基準に適合したシステムへの移行が進み、システム間でも住民記録や税に関する情報などを正確、安全に結びつけることが可能となっております。

一方、各種給付、助成をはじめ、図書館等の施設利用など多くの業務では、所管課や事業ごとにシステムや台帳が構築され、申請のたびに名寄せ、情報の確認、入力、他部署への照会が生じております。部門横断的な集計、分析にも時間を要しております。限られた職員を相談支援や政策立案など、人でなければ担えない業務へ振り向けるため、重複作業の解消は重要な行政改革となります。

こうした課題を解決する方法として、分散する区民情報を安全かつ正確に結びつける台東区独自の内部管理用IDが考えられます。これは区民に新たな番号を覚えていただくものではなく、必要な範囲で情報を提携する庁内共通の識別子となっております。マイナンバーは公的個人認証などにより本人であることを安全かつ確実に確認する重要な基盤となっており

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますが、利用できる事務が法令で厳格に定められ、行政サービスの日常的な管理に使えるものではないです。区民にマイナンバーとは別のIDを割り振ることで、縦割りで管理されていたデータを連携し、添付書類の省略や窓口対応の省力化につなげてまいります。

さらに、本区独自のIDの可能性は区役所の効率化にとどまりません。群馬県前橋市のめぶくIDは、マイナンバーカードで本人確認した上で、スマートフォン上に発行されるデジタルIDで行政、民間の複数サービスの入り口や、市民一人一人に合った情報、サービスを受ける基盤として機能をしております。電子地域通貨めぶくPayや、本人確認済みの利用者が意見交換するめぶくコミュニティ等へ活用が広がり、利用者自身がデータ連携の許可や解除を選べます。この事例は、マイナンバーカードと独自IDが競合せず、役割分担できることを示しております。ID自体を目的とせず、地域通貨や行政、民間サービスを段階的につなぐことで、基盤の価値が高まってまいります。

一方、登録支援、利用者によるデータ連携の選択、プライバシー影響評価など、信頼を得る取組も不可欠となります。本区では、まず、内部管理用IDにより名寄せや重複入力、照会作業を減らし、庁内業務を効率化する。その上で、希望する区民にはマイナンバーカード等で本人確認したデジタル区民証を提供し、公共施設の利用、講座の申込み、各種申請を一つの入り口から利用できるようにする。この2段階の設計が必要と考えられます。さらに、たいとうヘルシーチャレンジをはじめとする健康づくり、防災訓練、ボランティア、町会活動などの取組をポイントでつなぎ、将来地域通貨や区内の商店で利用できる仕組みへ発展させることも可能です。新たなアプリを増やすのではなく、今ある取組という点をIDで線につなぎ、行政サービス全体を面として届ける発想が必要となります。

東京都は、東京アプリを通じ、共通基盤の整備を進めております。国や都の仕組みを最大限利用し、重複、踏襲を避けるべきではないですが、台東区民の日常に即したサービスの将来像は、区民に最も近い区が主体的に描く必要がございます。

そこで区長にお伺いいたします。行政内部の名寄せを担うIDと、区民が利用するデジタル区民証の役割を整理し、台東区独自のID基盤について、具体的な検討に着手すべきと考えます。庁内横断的な検討体制を設け、既存システムとの連携、国・東京都との役割分担、個人情報保護、費用対効果、スマートフォンを利用しない方への対応、段階的なサービス展開を含むロードマップを策定すべきと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、区民の生活移動を支える持続可能な地域交通について、ご質問いたします。

本区のまちづくりにおける交通対策で最優先にすべきことは、来街者の回遊性向上ではなく、高齢者や障害者、乳幼児連れの方など、移動に困難を抱える方々をはじめとする区民の足の確保です。通院、買物、公共施設の利用など、日常生活に欠かせない移動を支えることは、区民の暮らしを支える行政サービスです。国際観光都市である台東区において、来街者の回遊性向上も重要ではありますが、区民の生活移動を第一とし、その交通基盤を活用して取り組む二次的な課題と位置づける必要がございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東区では、既存公共交通を補完する循環バスめぐりんを平成13年から運行し、現在は4路線に拡張をしてきました。しかし、来街者の利用増加も含むめぐりんは、運転手不足により減便を余儀なくされ、運行経費の増大も課題となっております。担い手不足と経費増大が同時に進めば、現状維持さえ難しくなり、特に移動に困難を抱える方々は鉄道駅やバス停から自宅、医療機関、商店までのラストワンマイルの空白が、さらに深刻になると予想されます。特に坂道の多い谷中では、歩くこと自体が高齢者等の負担となり、浅草北部には鉄道駅から距離のある地域もございます。坂道がつらい、バス停まで歩けないと外出を控えることは、単なる不便にとどまらず、健康維持や介護予防、地域交流、社会参加の機会を失い、孤立にもつながります。移動の確保は交通政策であると同時に、福祉、健康、地域コミュニティの政策でもございます。

私は令和4年の一般質問で、グリーンスローモビリティの導入を提案し、令和6年には上野、谷中エリアで実証実験も行われました。谷中では地域住民の利用が多く、高齢者や子供にも利用しやすいとの評価が示された一方、導入費や運行経費、運転手の確保などの課題も明らかになりました。重要なのは、グリーンスローモビリティ、シェアサイクル、着座型パーソナルモビリティ、自動運転などは課題解決の手段であり、導入自体が目的ではないということです。シェアサイクルの拡充が、歩行に困難を抱える高齢者や障害者、乳幼児連れの方の移動を直接支えられるとは限りません。話題性や先進性ではなく、困っている区民が自宅近くから目的地まで実際に移動できるかという基準で厳しく検証をするべきです。

地域によって必要な手段は異なります。谷中の坂道には乗り降りしやすい低速小型車両、浅草北部の面的な移動には自動運転の小型車両、短距離の歩行支援にはパーソナルモビリティなど、道路環境や利用者の特性、需要に応じた組合せが必要となります。めぐりん、都営バス、タクシー、福祉輸送との役割分担を含め、困っている人の足を起点に、既存交通網を補完する地域交通ネットワークを再構築する視点が不可欠となります。引き続き研究する、と実証や検討を繰り返すだけでは、現在困っている区民の移動課題は解決をいたしません。実証実験は実装の可否を判断する過程となります。利用者数や満足度だけでなく、移動困難者の外出機会が増えたか、既存交通を補完できたか、運行主体、担い手、財源を確保できるかを検証し、事業化の条件と期限を明確にすべきです。

そこで区長にお伺いをいたします。本区の交通政策の最優先事項を区民の生活移動の確保と明確に位置づけ、福祉、交通、まちづくりなどの関係部署、部門を横断した体制により、移動に困っている人や地域を可視化した上で、交通政策、交通施策を体系的に再設計すべきではないでしょうか。さらに、谷中や浅草北部などを先行地域とし、実証、検証、事業化判断、本格実装までの期間と判断基準を明記したロードマップを策定し、いつまでに、誰が、どのような手段と財源で移動の空白を埋めるのかを具体化すべきと考えます。研究段階から実装段階へ踏み出し、将来にわたり区民の足を守る地域交通戦略を戦略的に展開していくことについて、区長のご所見をお伺いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第2、区民の生活移動を支える持続可能な地域交通についてお答えいたします。

高齢化の進行や、交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、区民の日常の移動を支えることは、安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤の一つであると、私も認識しています。また、日常の移動は交通の利便性だけでなく、高齢者の外出や健康、地域での暮らしにも関わる課題であると考えています。青鹿議員ご指摘の交通施策を体系的に再設計することについては、既存の公共交通を基本としながら、地域の特性や課題に応じて、それらを補完する新たな交通手段も含め、地域にふさわしい交通の在り方を考えていく必要があると捉えています。

本区では、地域交通をめぐる課題への対応として、本年2月にはおおむね今後10年間を見据えた持続可能な地域公共交通の在り方を示しました。北部地域については、交通課題を抱える地域としてニーズの把握や課題の分析を進めることとしています。現在、馬道・清川地区で日常の移動や将来の地域公共交通に関する調査を実施しており、その結果を踏まえ、地域の移動実態やニーズに即した交通手段について検討を進めます。

加えて、谷中を含むその他の地区については、まちづくりの進展に合わせ、ご提案のグリーンスローモビリティ等の新たな交通手段の導入を含めた交通機能について、地域の特性や課題を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。さらに、交通を担う人材の不足なども見据え、行政計画に位置づけている自動運転等の新技術の活用について研究を進めます。

今後も地域の実情を踏まえながら、持続可能な地域公共交通の実現に向け、取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第1、台東区独自の区民ID基盤の構築についてお答えいたします。

マイナンバーなどのID基盤は、様々なサービスや情報を連携する上で重要であり、今後のデジタル社会の基盤になるものと認識しています。議員ご提案の区民ID基盤については、区のDXの推進につながる可能性があります。東京都では、公式アプリにおいて、一つのIDで給付金の申請やAIによる手続のサポートを可能にする等、多様な機能の実装や、都内区市町村のサービスとの連携に向けた取組を進めています。

また、他自治体では、行政サービスを一元的に集約したデジタル窓口を整備する等、ID基盤以外の手法でも事務の効率化と住民一人一人に合った情報やサービスの提供を進めています。そのため、区民ID基盤を含め、どのような手法が最適か、国や都の動向や運用保守

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の負担、情報セキュリティ対策等の観点から、幅広く検討を進めてまいります。

○議長（石塚 猛さん） 7番吉岡誠司さん。

（7番吉岡誠司さん登壇）（拍手）

○7番（吉岡誠司さん） 皆様、こんにちは。台東むすびの会、参政党、吉岡誠司です。このような機会をいただいたことに感謝し、質問に入らせていただきます。

突然ですが、今から160年前、現在の上野公園で戦争があったことをご存じでしょうか。今の上野は国内外から多くの人々が訪れ、博物館や美術館、動物園などが集まる文化の杜として親しまれています。そんな上野で幕府側の、いわゆる上野のラストサムライ、彰義隊と明治新政府軍が戦った上野戦争があり、多くの命が失われました。私自身、この事実を知ったのは5年前のことです。生まれ育った上野のまちが、かつて戦場であったことに大きな衝撃を受けました。それをきっかけに、3年前から上野公園内の彰義隊墓所墓前での法要に参加しております。

そんな中で、彰義隊士のご子孫をはじめ、歴史を伝える活動に携わる方とご縁をいただき、様々なお話を伺う機会がありました。また、彰義隊士が残した手紙や、残された家族の手紙、当時を知る人々の様々な証言などに触れてきました。そこには歴史上の出来事だけでは見えてこない家族とのつながり、当時を生きた人々の思いがあり、私自身、強く心に残るものがありました。幕末から明治維新を経て、時代が大きく変わっていく中で、上野で何があったのか、これまで自分自身が見てこなかった旧幕府側と彰義隊の一面を知り、これは上野、そして本区にとって大切な歴史の一つであり、次の世代へつないでいく必要があるのではないかと強く感じるようになりました。

本区では、これまでも地域の歴史や文化を大切にし、様々な形でその魅力を伝えてきました。江戸たいとうでは、江戸から続く歴史や文化、伝統などを広く発信しております。また、江戸・たいとう学では、講演会やまち歩き、古文書講座など、地域の歴史を知り、学ぶ機会もつくられております。私はこうした本区の取組について、高く評価しております。江戸について、歴史について、自分はまだまだ何も知らなかったなと感じました。

ここで、上野戦争について少し触れさせていただきます。慶応4年、西暦ですと1868年5月15日に旧幕府側の彰義隊と明治新政府軍との間で上野戦争が起きました。彰義隊は江戸幕府最後の将軍、徳川慶喜の警護などを目的として、旧幕臣を中心に結成されたとされています。江戸城が無血開城され、徳川慶喜が水戸へ退いた後も、彰義隊の一部は上野の山にとどまり、新政府軍との緊張が高まる中、戦いへと至りました。戦いは半日から1日ほどで決着し、彰義隊は壊滅したそうです。

当時の社会情勢の中では、彰義隊士は幕府側の正規軍という立場にあったため、彰義隊士約200名の遺体は直ちに埋葬されなかったのですが、荒川区の南千住の円通寺の住職らによって火葬され、その遺骨が供養されました。現在、円通寺には彰義隊士の墓や関係者の追悼碑があり、上野戦争時の弾痕が残された寛永寺の旧黒門も移築されています。その過程で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

寛永寺の多くの建物が焼失し、境内地は新政府によって没収され、そのほとんどが後に上野公園として整備されることになります。

上野戦争は、単に幕末に起きた一つの戦いではなく、江戸から明治へ、そして現在の上野へとまちの姿が大きく変わっていく歴史的な転換点の一つだったと考えます。上野には、上野公園には、上野の西郷さんこと西郷隆盛の銅像があります。そして、そのすぐ裏手には上野戦争で亡くなった彰義隊士を供養する墓碑が建っています。大きな墓碑には、旧幕臣の山岡鉄舟の筆による「戦死之墓」という文字だけが刻まれ、彰義隊という名称はありません。明治新政府との関係、そして彰義隊の名を正面から刻むことが難しかった当時の状況が墓碑からもうかがえます。新政府軍を率いた西郷隆盛の像と、そこで命を落とした彰義隊士の墓がこれほど近くに存在していることは本当にすごいことだなと思いますし、歴史を考える上で深い意味があるようにも感じております。お互い守りたいものがあったこと、ただただ両側に敬意を持ち、感謝しなければいけないと感じました。

こうした歴史を考える際には、勝者と敗者のどちらか一方を正義とし、もう一方を悪とする二元性の価値観ではぶつかり合ってしまいます。それぞれの立場、社会状況を知り、歴史的な出来事をいろんな角度で多面的に理解することが大事なんだなと、私自身も改めて勉強になりました。

新撰組や白虎隊は、小説、映画、ドラマ、漫画などを通じて広く知られております。一方で、彰義隊や上野戦争については、区民であってもその歴史を詳しく知らない方が少なくないと感じています。彰義隊の墓碑は、台東区有形文化財として平成3年に区民文化財台帳に登載されています。今回、上野の文化財について改めて調べる中で、彰義隊墓碑のほかにも広く知られていない貴重な文化財が数多くあることも知りました。上野には古代から江戸、そして明治、古い記録の中の歴史と、私たちが今歩いている現実を結びつけて考えることができる貴重な文化遺産がたくさんあります。こうした歴史を子供たちや区民、国内外から訪れる方々へ伝えていくことは、先人たちの思いを次の世代へつないでいくとともに、上野の新たな魅力の発見にもつながるのではないかと考えております。

そこで伺います。上野では、江戸の昔から現在に至るまで、様々な歴史や文化が育まれ、受け継がれてきました。こうした歴史や文化を含め、上野が持つさらなる魅力を広く発信していくべきと考えますが、区の所見を伺います。

次に、歩行者と自転車の安全な通行環境について、伺います。

本区では、本年3月に台東区自転車活用推進計画を策定し、「誰もが安全・安心で、気持ちよく自転車を利用できるまち たいとう」を計画目標に掲げました。この計画では、「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」の4つを基本方針とし、自転車通行空間のネットワーク化、放置自転車対策や駐輪環境の充実、ルール、マナーの啓発などを総合的に進めるものとしております。

本区では、放置自転車の撤去や駐輪場への誘導をはじめ、交通対策課を中心に環境改善に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

取り組まれたことについて、評価しております。その上で、今回は、走るという観点からご提案いたします。

上野駅は、電車やバスを利用する方、買物や観光で来られる方など、日々多くの人が行き交う場所です。一方で、自転車の利用も多く、場所によっては自転車がどこを通り、どの位置で信号を待ち、どの方向へ進めばよいのか分かりにくいところがあります。

具体的な例を挙げますと、上野駅浅草口を出たところにあるロータリー周辺でございます。この場所では、入谷方面から入谷口通りを通り、浅草口前を経由して、上野駅広小路口方面へ向かう自転車と、反対方面へ向かう自転車が双方向に通行しており、こうした自転車の動線が、浅草口を利用する多くの歩行者の動線と重なっております。この場所には、自転車専用信号が設置されていますが、自転車の停止位置や信号に従って横断した後の進行方向が、利用者には直感的に分かりにくい状況です。そのため、自転車専用信号を十分に利用せずに通行する自転車や、駅前を利用する歩行者の動線と交差している状況です。歩行者と自転車の双方にとって安全で分かりやすい通行環境を整え、自転車通行空間のさらなるネットワーク化が必要だと考えます。

そこで伺います。計画に掲げる「はしる」の方針を実効性あるものとするため、今回事例として挙げた上野駅浅草口ロータリー周辺について、通行状況を調査、点検し、警察などの関係機関と連携しながら、停止線や案内表記、路面標示など、必要な安全対策を進めていただきたいと考えます。その上で、上野駅周辺を一つの事例として、区内全域でも同様の事例がないかという視点で再度現場を確認し、優先度に応じて着実に改善を進めていただきたいと思います。そして、安全安心で快適な自転車通行空間の創出を目指していくべきと考えますが、区長の所見を伺います。

これにて質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第2です。歩行者と自転車の安全な通行環境についてお答えいたします。

上野駅浅草口のロータリー周辺において、自転車の通行方法が大変分かりづらい箇所があることは認識しています。吉岡議員ご指摘の箇所につきましては、警察等と連携をしながら、現場の状況に即した対策を進めていきます。また、台東区自転車活用推進計画の策定に当たっては、事前に基礎調査を実施し、危険箇所等を把握した上で、自転車通行空間の整備、優先度を定めています。整備を行う際には、議員ご指摘のような観点も含めて、現場の状況を詳細に把握した上で、安全安心で快適に走行できる通行空間を実現してまいります。あわせて、既に整備済みの路線についても同様の視点で確認し、対策を進めてまいります。

私からは以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石塚 猛さん） 文化産業観光部長。

（文化産業観光部長杉光邦彦さん登壇）

○文化産業観光部長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の第1、上野の歴史や文化の魅力発信についてお答えいたします。

上野は、昨年創建400周年を迎えた寛永寺をはじめ、世界遺産登録10周年となる国立西洋美術館などが所在し、我が国を代表する文化の集積地であると認識しています。区では、これまで講演会シリーズ「江戸から学ぶ」や「江戸に親しむ」事業等により、シンポジウムやガイドツアー、上野東照宮の特別公開などを実施してまいりました。参加者からは、大変ご好評をいただき、地域に対する誇りや郷土意識の醸成など、大きな成果を得ることができました。

また、30年以上にわたり、連携・協力を深めてきた上野の山文化ゾーンフェスティバルでは、博物館や美術館などの文化・芸術・学術施設がその専門性を生かした取組を行い、上野の山の魅力をリーフレットなどを通じて一体的に発信しています。今後もこれまで活用してきた文化資源に加えて、新たな視点やテーマで、本区のアイデンティティでもある江戸から続く歴史や文化を区内外や幅広い世代に広く発信し、次の世代へと継承することで、台東区のさらなる魅力向上に努めてまいります。

○議長（石塚 猛さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時26分 開議

○議長（石塚 猛さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番風澤純子さん。

（17番風澤純子さん登壇）（拍手）

○17番（風澤純子さん） れいわ立憲にじ色の会、いのちの党、風澤純子です。

早速質問に入ります。千束三・四丁目のうち、旧吉原地区とも言われる地域の展望について、伺います。この質問では、分かりやすく旧吉原地区とさせていただきます。

去年は、NHK大河ドラマ「べらぼう」で大いににぎわい、今もその余韻が残り、新しい訪問者を獲得している様子が見られます。今定例会の初日に区長は、この盛り上がりを一過性のものとしなため、区内回遊の促進を図ると発言されました。進めていただきたいと思う一方、懸念もあります。性風俗関連の営業店が数多く存在するために、勇気を出して訪問したけれど、二度と行きたくない、近隣の若い方や女性からは、友達を呼びづらい、そろそろ何とかしたほうがいいといったご意見があります。

旧吉原地区には、長年にわたり形成されてきた歴史があります。変える必要はない、そっとしておいてほしい、そのような声もあるかもしれません。しかし、これからこの地域にどのような建物や暮らしを残し、増やしていくのかという将来のまちづくりの視点を区が掲げ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ることは重要だと考えます。遊郭と言われた時代には、芸能、文学、文化も同時にあったまちですが、遊女たちの苛酷な境遇を生んだ構造的な仕組みや性の搾取といった問題は、今も残されていると考えます。そのため、旧吉原地区イコール性風俗街という扱いのまま、拒否感や、残念ながら偏見も生じているものと考えます。

浅草北部の回遊をテーマに、民間でも取組が始まっている今、旧吉原地区が取り残されていくような、あるいは性産業に従事する女性たちや従業員が取りこぼされていくような危惧もあります。にぎわいや回遊性の向上が図られて、訪れた人々の好奇の目にさらされることのないよう願うところです。今後この地域をどうしていくのかというバトンをドラマ「べらぼう」から台東区に渡されたのではないのでしょうか。

そこで区長へ1つ目の質問です。旧吉原地区は、性風俗関連施設の店舗が多く、その点にも考慮したまちづくりが必要と考えます。土地利用の多様化や地域環境の向上につなげるため、この地域のまちづくりをどのように考えているのでしょうか。

台東区では、北部地域の簡易宿所の老朽化対策や地域活性化を目的とし、ホテル事業に転換するための制度がつくられました。ソープランドと言われる特殊浴場は、東京都の条例により千束四丁目の一部の地域は建て替えができるものの、風営法上は店舗の大規模修繕や建て替え、新規参入が認められていません。改装を繰り返し使用しているところもあり、建物の老朽化、防災上の不安を抱えながら、いよいよ使えなくなったら廃業となる過程も考えられます。性風俗関連施設の廃業を考えたり、廃業を余儀なくされたりする状況に備え、地域が必要とする産業に転換しやすい制度を整えておくことも必要だと思います。台東区では、例えばグループホームやシルバーピアなどの低家賃住宅や公営住宅のニーズが今後も高まるのではないかと、私自身は考えております。

区長に2つ目の質問です。簡易宿所の転換助成のように、性風俗営業から他の事業へ転換する場合、その費用の一部を支援する制度を事業者の意向も含めて調査、検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、公園の占用許可について、伺います。

区民にとって公園は、子供の遊び場や憩いの場、地域のお祭りやイベント、スポーツ、町会活動など、様々な地域活動の場でもあります。公園の一部を一定期間使用する場合に必要な占用の許可及び占用料減免の決定は、明確で公平な基準に基づく必要があります。占用料の減免について、台東区立公園条例では、区長は相当の理由があると認められるときは、使用料等の一部または全部を免除することができると定めていますが、相当の理由とは極めて曖昧で、主観が伴ってしまう場合もあるのではないかと考えます。

ここで、区立玉姫公園を利用した2つのイベントの事例を挙げます。ホームレスや生活困窮者を支援する団体を主とし、複数の団体の協力で行われたイベントは占用料が免除である一方、日雇労働者やホームレスを支援してきた団体が長年行っている夏祭りは、15年ほど前に減免申請しましたが、かなわず、去年まで申請を諦めていました。2日間開催の夏祭り

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

20万円近くの占用料は厳しく、今年は交渉の末、使用する面積を限定し、例年より低い料金になりました。

私はこの2つのイベントに参加しましたが、規模の違いはあるものの、屋台や炊き出し、音楽や劇といった内容に変わりはありませんでした。夏祭りを主催する団体は、労働者の権利、ホームレスの人権保護を求めて、行政とやり合うこともあると聞いています。まさかそのことが原因で減免できないとは思いたくありません。故郷や地域とも疎遠になりがちで、一般的な祭りには参加しづらいホームレスや日雇労働者も夏らしいイベントを楽しむことは、誰もが文化的な生活を営む権利を有すると憲法にも定められているとおり、必要なことであると考えます。

私が懸念しているのは、誰が主催しているのかという属性によって運用が左右されてはいけないという点です。公園は、個人が自由に利用できることを前提とし、ヘイトスピーチなどの攻撃性を伴うものについては占用そのものを許可すべきではないと考えます。しかし、同じような内容で取扱いが変わるのであれば、公平性について疑問を持たれる可能性があります。申請者が自分たちのケースではどうなのかを事前にある程度予見できるような基準と公開が必要と考えます。

今回の質問は、特定の団体からお願いされたわけではありません。公園占用について調べる中で、疑問が生じたためであることを添え、2点質問です。

まず、1つ目、区立公園をイベントなどで占用する際は、公益性があれば占用料を免除すべきだと考えます。占用料の減免はどのように決定されているのか、また、決定過程に問題はないと考えているのか伺います。

2つ目、区立公園の占用許可及び占用料について、判断基準を明文化し、公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後の項目に移ります。デジタル化は自治体運営にとって必要な取組で、メリットは確実にあります。

しかし、私は行政側が一番困っている人に合わせるということを忘れてはならないと考えます。急速に進むデジタル化の波への適応が難しく、生活に支障を来す人が増え、サービスの享受に格差が生じています。社会はどこまで効率性を求めているのでしょうか。そして、置いてけぼりになる人を見捨てようとしているのでしょうか。

アナログの選択肢を残してほしいと訴えるエッセイストがおります。私自身が急速なデジタル化に懸念を感じているので、直接お話をお聞きしました。そこで非常に印象に残った言葉は、アナログは福祉です。アナログな手段は、つえや車椅子と同じ福祉だという意味です。

今年2月、東京都では公式アプリ、東京アプリをダウンロードして、本人確認ができた場合、1万1,000ポイントを付与しています。応募してポイントを受け取るには、スマホとマイナンバーカードの所持とキャッシュレス決済が必要です。近隣の区でもキャッシュレス決済アプリを使用しないとお得なデジタル商品券が発行されないといった事例があります。9

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

月13日付弁護士ドットコムニュースには、申請手続きに苦慮する高齢者の状況が記されています。アプリをダウンロードするためのアプリが開けない、対応していないデバイスを使用している、マイナンバーカードを読み取れない、認証コードがどこに届き、どこに入力すればいいのか分からない、その他様々なハードルがあり、スマホ教室では解決策にはならず、申請を断念する方もおります。

東京アプリについては、訴訟の動きがあり、海外ではデジタル義務化に反対する請願活動が活発化している国もあります。デジタル機能を十分に使えない方だけではなく、経済的な理由からデジタル環境を持ってない方もいます。また、マイナンバーカードやアプリを極力使いたくない方の意向も尊重すべきです。NTTドコモのモバイル社会研究所が60歳から84歳を対象とした今年7月の調査によれば、スマホは便利だと感じている人が多い一方で、電話、メールさえできればほかの機能は必要ないと答えた人が33%、操作が難しいと答えた人が61%、操作するときにストレスを感じる人は36%という結果となっています。

デジタルを使える人だけがより便利で有益なサービスを楽しむ流れになっていることに警鐘を鳴らしている立命館大学の臼井教授は、たとえスマホがなくても社会生活にひとしく参加できる社会を確保する法整備が必要と述べています。デジタル化によって、行政の効率化や経費削減ができると言われ、もう何年もたっています。現時点ではむしろ経費はかさみ、職員にゆとりができたとは言い難い状況と感じています。今後はデジタル化を図ることにより得た時間が生まれれば、人員削減の理由とせず、人にしかできないサービスの充実や職員のゆとりある働き方につなげていただきたいと考えます。

2点伺います。デジタル機器を利用することが難しい区民のために、原則従来のアナログ的な申請方法を選択肢として残すべきだと考えます。見解を伺います。

2点目、デジタル化による効率化で生まれた時間をよりよいサービスの提供や職員のゆとりある働き方につなげるべきと考えます、いかがでしょうか。

以上で質問を終わりにいたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第3、アナログの選択肢を残す住民サービスについてお答えいたします。

まず、アナログの申請方法を残すことについてです。

区では、DXの推進に合わせて、デジタル機器に不慣れな方を対象にスマホ講座を実施するなど、デジタルディバイド対策を進めています。これらの取組と並行して、デジタル化への対応が難しい方に対しては、今後も対面による相談や手続を案内するなど、区民に寄り添った行政サービスを提供してまいります。

次に、デジタル化によって生み出された時間の活用についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

昨年度策定した台東区DX推進計画に基づき、デジタルを活用した業務の一層の効率化・省力化を進めており、創出された人的資源については、引き続き相談支援や政策立案などの人にしかできない業務の充実につなげてまいります。また、定型業務の自動化等については、作業時間の短縮だけでなく、入力ミス等に対する心理的負担の軽減にもつながるため、職員がより安心して働ける環境づくりにも寄与するものと考えています。引き続きデジタル技術を最大限活用して、行政サービスの向上と業務の効率化等を図ることで、区民の豊かな暮らしを実現してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、千束三・四丁目のこれからについてお答えいたします。

まず、千束三・四丁目のまちづくりについてです。

昨年大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」の放送を契機として、吉原会館に江戸新吉原耕書堂が開設されました。多くの方に地域を訪れていただき、新しい人の流れや、まちの変化も見られています。区は、こうした動きを一過性のものとせず、地域の将来につなげていくことが大切であると考えています。来月には、そのレガシーを継承する江戸粋耕書堂を期間限定で開設し、蔦屋重三郎のゆかりの地としての魅力を発信するとともに、北部地域を広域的に回遊する人の流れにつなげてまいります。

また、北部地域では、空き家・空き店舗を活用したリノベーション型まちづくりや、地域の魅力を伝える情報発信等に取り組んでいます。千束三・四丁目についても、地区単独で捉えるのではなく、こうした北部地域全体の取組の中で、多様な人々が共に暮らし、働く、まちの実現に向け、住民、事業者、それぞれの声に耳を傾け、地域の実情を踏まえながら、調和の取れた魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、建物の他事業への転換支援についてです。

現在、事業者からほかの用途への転換を希望する具体的な相談は受けておりませんが、こうした状況を踏まえ、議員ご提案の調査については、その必要性等も含めて検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 土木担当部長。

（土木担当部長原島 悟さん登壇）

○土木担当部長（原島 悟さん） 私から、ご質問の第2、区立公園の占用基準の明確化についてお答えいたします。

まず、占用料減免の判断についてです。

占用料の減免は、台東区立公園条例、台東区立公園条例施行規則及び公園占用料に係る減

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

免の取扱いにより定めています。減免となるイベントは、具体的には、官公署が主催または後援するものや、町会行事等があります。減免の判断は、主催者や実施内容の公共性と公益性を確認した上で、適正に判断しており、決定過程には問題がないと認識しています。

次に、占用許可及び占用料の判断基準の公開についてです。

公園は、一般に開放している公共地であり、占用に当たっては条例等に基づく許可を得る必要があります。そのため、現在は区公式ホームページで公園占用に係る手続の流れ、申請書類、申請時の注意事項等を掲載しています。また、占用の申請をする前に、電話等で連絡をいただき、事前相談を経て、申請を受理しています。今後は、事前相談を行っていただく前にも判断基準を確認できるよう、公園占用の許可基準や占用料の減免基準についても分かりやすく区公式ホームページに掲載し、利用者への周知に努めてまいります。

○議長（石塚 猛さん） 18番伊藤延子さん。

（18番伊藤延子さん登壇）（拍手）

○18番（伊藤延子さん） 日本共産党の伊藤延子です。

7月の熊本地震、昨今の豪雨で亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

質問の第1は、医療と人権についてです。

私が議員になることを決意した理由は、看護師として医療に携わる中で、お金がなく、検査も受けられない、がんの診断を受けても治療を拒むなどの事例に何件も遭遇し、お金のあななしで命に差別があってはならない、これは人権の問題だと強く感じたからです。私は勤務していた橋場診療所で、誰もが必要な医療が受けられるようにと、無料低額診療の設置を提案し、区議になる直前に実現できました。現在この無料低額診療では、無保険の人や、窓口で診療医療費の一部負担金が払えない人、年間500人以上を診察しており、診療所としては400万円以上の負担がありますが、地域の命のセーフティネットとなっております。

難病と糖尿病の合併のある87歳の年金暮らしのがん男性は、お金がないと治療を中断しがちで、足の壊疽が始まっていました。地域包括センターからの相談で、橋場診療所の無料低額診療を開始し、訪問診療と処置を続ける中で、改善傾向となり、足の切断はせずに済みました。また、トコジラミだらけの劣悪な環境で生活をしていた78歳の年金独り暮らしの男性は、金はない、俺は死ぬだけだと、治療を拒否していました。診療所から、お金は心配せずに、無料低額診療で往診をし、緊急入院となり、命をつなぎました。やっと人間らしい生活ができると、退院後の生活を待っております。

橋場診療所の無料低額診療の利用者は、路上生活者など無保険の人が4割で、残りの6割の人は保険には加入しているが、医療費が、一部負担金が払えない、そして、病状が悪化するのを見るに見かねた地域包括支援センターの相談や介護ケアマネジャーさんからの相談に対応しているというのが現状です。私は、出身の診療所が地域医療の中で誰一人取り残さないように、命をつないでいることが誇りです。医師、職員の献身的な活動は、地域の宝だと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

考えております。

しかし、憲法25条が、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっている以上、一医療機関の献身性に頼っているのは、政治の貧困ではないでしょうか。それどころか、政府はアメリカ言いなりの大軍拡、半導体や軍需産業をはじめ、一部大企業への湯水のような投資など、国家財政で莫大な浪費を続ける一方、社会保障財源、特に医療に照準を当てて大幅削減を進めています。高市内閣は、医療費4兆円削減を掲げる日本維新の会との合意に基づいて、高額療養費の負担上限やO T C類似薬の薬剤費負担の引上げをはじめ、患者負担増や病床削減の改悪を強行しました。こんな無反省と非道は絶対に許されません。

第2回定例会で我が党は、医療費を払ったら生活ができない、破滅的医療費支出についての区長の認識をたどしました。破滅的医療費支出とは、家計収入から公租公課と光熱費など最低生活費を控除した残金に対し、医療費が4割を超える状態で、W H Oが日本の医療費自己負担の高さに警鐘を鳴らす水準のことです。ところが、区長は、認識を明確にされませんでした。

改めて伺います。区長、医療費の自己負担額を払ったら生活が窮地に陥るような破滅的医療費支出の世帯が区民の中にあるという認識はありますか。また、調査すべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

先ほどの事例のように、困窮状態で保険料が払えず、あるいは払っても窓口の一部負担金がかかり、医療を受けられない区民がいます。さきの一般質問への答弁で、理事者は、国民健康保険料の減額、免除について、条例に基づき、収入が著しく減少し、生活の維持が困難となった方について、必要と認められる場合に適用していると答弁しました。しかし、区は条例に基づく生活困窮での減額、免除は全く適用しておりません。

区長、国保減免の条例規定がある目的は何だとお考えですか、認識を伺います。最低生活費が確保できない国保被保険者に対し、積極的に減免制度を周知し、適用すべきではありませんか、お答えください。

次に、複雑な事情を抱えた外国人の医療についてです。

2010年に来日し、難民申請をしている58歳のイラン人男性は、橋場診療所の無料低額診療で高血圧の治療を継続的に受けてきましたが、心筋梗塞で倒れ、救急車を呼びました。17の病院で断られたんです。ようやく搬入された病院からは、200万から300万かかるが払えますかと確認されました。診療所の医師が、とにかく今、命の危険があるんですよと必死に訴えた結果、一応治療はするというので、搬入することができ、一命を取り留めることができました。

日本国憲法前文は、我らは全世界の国民がひとしく恐怖と絶望から逃れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するとしています。日本人はもちろん、外国人でも国籍を問わず、全ての人間を対象に、この国は平和的生存権を保障する、そういう国を目指すことを

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

高らかにうたっているのです。国民健康保険の歴史を振り返れば、戦後国籍要件を原則としてスタートし、外国人には認められなかった国民健康保険制度が、難民条約や国際人権規約など、国際社会の人権尊重の高まりの中で、1986年から一定の在留資格を持ち、日本に在住する外国人も加入する制度に発展しました。憲法が掲げる制度に発展したのです。

しかし、この公的医療保険制度から外された外国人の方は、病気になったら命の危険と向き合うことになります。そして、ウィシュマさんのように、収容された入管施設でまともな医療も受けられず、亡くなった方はほかにもいます。世界全ての人の平和的生存権を掲げた憲法の精神はどこに行ったのでしょうか。

全ての方が医療を受けられることは、人道上の見地から、憲法と国際人権規約に基づく地方自治体としての使命と考えます。全ての外国人の方が医療につながるよう、外国人の相談窓口をつくり、丁寧に悩みを聞くことをすべきではありませんか。区長の所見を求めます。

次の質問は、18歳以下の子供の通学にかかる交通費についてです。

区内中学校は選択制により、学区外地域からバスや地下鉄、電車で通う生徒がいます。稲荷町から上野広小路まで、銀座線を使い、区内中学校に通う生徒は、6か月の定期券は1万2,750円もかかっています。高校生では、区内の学校に通う生徒たちがたくさんいますが、そのほとんどは公共交通機関を利用しています。定期代は、学び続けるための経済的負担となっています。児童福祉法では、子供は18歳以下と定められているのに、乗車料金は大人と同じです。尋常小学校までが義務教育だった戦前の名残が100年以上続いているのです。本来、公共交通機関が負担すべきです。

台東区は学校給食費、学用品、修学旅行と、区立小・中学校の教育費負担を真っ先に軽減し、喜ばれてきました。私立などに通う子供を含め、全ての台東区の子供の通学にかかる交通費を支援することで、義務教育は無償の先進区台東区となるのではないのでしょうか。

教育長に伺います。私立を含む小・中学校に通う子供の通学費の実態を調査するとともに、義務教育段階の通学交通費を全て無償にすべきではありませんか。

区長に伺います。区内の18歳以下の高校生の通学定期代を支援すべきではありませんか。

答弁を求め、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康部長。

（健康部長水田渉子さん登壇）

○健康部長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第1、医療と人権についてのうち、破滅的医療費支出の認識と実態調査について及び国民健康保険の減免の周知・適用についてお答えいたします。

まず、破滅的医療費支出の認識と実態調査についてです。

破滅的医療費支出は、家計に占める医療費支出の割合をはかる指標ですが、国をはじめ、東京都や本区においても評価指標として取り入れていないため、区民の中に存在するかは把

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

握しておりません。また、具体的な家計への影響を一律に把握することは困難であり、調査を実施する予定はありませんが、医療費の負担などのご相談を受けた際には、関係窓口につなげるなど、引き続き真摯に対応してまいります。

次に、国民健康保険の減免の周知・適用についてです。

国民健康保険料の減免については、生活の維持が一時的に困難となった方の救済を目的として、必要と認められる場合に適用するものと認識しています。また、被保険者の皆様に配布している冊子や区公式ホームページにて、制度内容について周知を行っています。近年、国民健康保険料の減免の要件を満たし、適用まで至った事例はありませんが、お困りの内容を親身に伺いながら、要件を充足するほかの減免のご案内や、保険料の分納相談を行うなど、引き続き関係法令に基づき適切に対応してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第1、医療と人権についてのうち、複雑な事情を抱えた外国人への医療についてお答えいたします。

区はこれまで庁舎で行ってきた外国人相談を、対応言語数や相談日を増やした上で、リニューアルオープンする男女平等推進プラザ内に新たに窓口を開設し、実施します。この相談窓口において、区内在住の外国人に対し、日常生活に関する相談や困り事などについて、状況を詳細に伺いながら、抱える課題を整理し、問題解決に向けて適切なアドバイスを行えるよう、取り組んでまいります。

医療に関する相談についても、個別の事情を含め、丁寧に話を伺いながら、関係機関への案内や情報提供を行ってまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 教育委員会事務局次長。

（教育委員会事務局次長佐々木洋人さん登壇）

○教育委員会事務局次長（佐々木洋人さん） 私から、ご質問の第2、18歳以下の子供の通学にかかる交通費の補助についてのうち、義務教育段階の通学交通費を無償にすることについてお答えいたします。

教育委員会では、区立小学校は通学区域に基づき、自宅から徒歩で通学可能な学校を指定しています。また、区立中学校においては、自分に合った学校を選択できるよう、中学校選択制度を実施しています。通学費用に関しては、特別支援教育を受けるために負担が生じている場合、就学援助等により補助を行っており、必要な方への支援を既に実施していると認識しています。また、私立学校は、セーフティネットとしての公教育とは担っている役割が異なることから、負担軽減を目的とした既存の制度でも対象としていません。そのため、児童・生徒への調査や交通費補助は考えておりません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） こども家庭部長。

（こども家庭部長前田幹生さん登壇）

○こども家庭部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、18歳以下の子供の通学にかかる交通費の補助についてのうち、高校生の通学定期代の支援についてお答えいたします。

現在、区では高校生の就学に対する支援として、入学時の奨学給付金の支給や、東京都の制度を活用した独り親世帯向けの修学資金の無利子貸付けを行っています。また、国や都において、いわゆる授業料の無償化や、今年度から対象世帯が拡大された低所得の家庭に対する授業料以外の給付金事業など、支援の充実が図られていることから、議員のご提案については、現時点では考えておりません。

○議長（石塚 猛さん） 10番岡田勇一郎さん。

（10番岡田勇一郎さん登壇）（拍手）

○10番（岡田勇一郎さん） 台東区議会自由民主党の岡田勇一郎です。

私からは、朝の小1の壁をなくすために、朝の居場所づくりについて、認知症になってからも安心して暮らせる台東区にすることについて、誰もが使いやすい区有施設のデジタル環境整備について、大きく3つのテーマで質問をいたします。区長におかれましては、ぜひとも前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

初めに、朝の小1の壁について、区長にお伺いします。

小学校への入学は、子供たちにとって大きな成長の節目です。一方で、保護者にとっては、保育園から小学校へ進学することで、それまで成り立っていた仕事と子育ての生活リズムが大きく変わる時期でもあります。私自身も子育てをする父親として、子供の成長をうれしく感じる一方、その節目ごとの仕事の両立について考え直さなければならないことを実感しております。

これまでも小1の壁という言葉は、主に放課後の問題として語られてまいりました。本区においてもこどもクラブや放課後子供教室など、放課後の居場所づくりを進めており、その取組は高く評価をしております。

しかし、今、私が取り上げたいのは、学校が始まる前の朝の小1の壁です。保育園では、朝早くから子供を預けることができても、小学校に入学すると、本区では多くの学校が、学校に入れるのは午前8時頃からです。まさに今、私も経験中ですが、保護者の通勤時間や勤務時間によっては、それより先に家を出なければならず、つい先日まで保育園に通っていた小学1年生に、時間になったら家を出るんだよ、鍵をちゃんと閉めて学校に行くんだよと伝え、子供を一人残して出勤せざるを得ない家庭も存在するのではないのでしょうか。これは単に共働き家庭の利便性の問題ではありません。子供が一人でいる間に、地震や火事が起きたらどうするのか。体調が悪くなったらどうするのか、私は仕事と子育ての両立と同時に、子供の安全安心に関わる問題として考える必要があると思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一方、学校側の実態を見ると、別の姿が見えてきます。私は台東区立各小学校の朝の現状を確認して回ってみました。登校開始時刻より前に、既に多くの児童が学校やその周辺に到着していることが分かりました。例えば根岸小学校では約100人程度と推察される児童が玄関ホール付近に、上野小学校では10名程度が、大正小学校では50人程度の児童が玄関前ピロティーで登校開始前に校内で待っています。さらに、浅草小学校では約20人ぐらいが花川戸公園付近で、東浅草小学校でも正門前の路上で待っている子がいました。ほかの学校でも多い少ないはありますが、待機している児童の姿が見えました。

もちろんこれらの児童が早く登校している理由の全てが保護者の出勤時間によるものではないとしても、課題が存在することは明らかです。なぜ早く学校に来ているのか、保護者が先に出勤する家庭はどれぐらいあるのか、子供だけで過ごす時間はあるのか、そして、朝の居場所があれば利用したい家庭はどの程度あるのか。既に港区や品川区では午前7時半から学校内に子供たちの朝の居場所を設ける取組が行われています。

もちろん私は直ちに本区全ての学校で午前7時半から受入れを始めるべきだと申し上げているわけではありません。また、そのために校長や副校長をはじめとする教職員に現状の学校業務以上の負担を求めることがあってもなりません。本区の状況を実際に見てみると、現在も登校開始前に来た児童を校長、副校長、教員などが学校ごとに工夫しながら見守っており、現場の先生方の献身に支えられています。だからこそ、現場の教職員に昨今の学校現場以上の負担をお願いする前提ではなく、行政として持続可能な仕組みを構築すべきです。先行自治体の取組を調査し、外部人材や地域人材などを適宜活用しながら、需要の高い学校から朝の居場所づくりを実施していく、そうした段階的な取組こそが、学校と行政の協働を実現する道だと考えます。

子供たちが小学校に入学することで、保護者が仕事を続けにくくなる、あるいは仕事を続けるために、まだ小学校1年生の子供を朝一人で家に残さなければならない、そうした二者択一を家庭に迫ることは避けるべきです。私は、子供たちが毎朝安心して行ってきますと家を出ることができる台東区の実現を望みます。

そこで、教職員に新たな負担を求めることなく、必要に応じて外部人材等を活用した朝の居場所づくりを実施することについて検討すべきだと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、認知症になっても安心して暮らせる、暮らし続けるための事故救済について、区長にお伺いします。

高齢化が進む中、認知症はもはや一部の方や、そのご家族だけの問題ではありません。本区においても昨年11月1日時点の推計では、要介護認定を受けた方のうち、何らかの認知症症状のある高齢者は約8,500人とされています。要介護認定を受けていない方も含めて推察すれば、潜在的にはもう少し多くの認知症症状に不安を抱える方がいると考えます。だからこそ、私は、これからの認知症施策で大切なのは、認知症にならないことだけを目指すので

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はなく、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくることだと考えます。本区では、物忘れ検診をはじめ、認知症高齢者等早期発見ステッカーやGPSを活用した高齢者位置確認システムなど、早期発見や見守りに取り組んでいます。現在、早期発見ステッカーには事業開始から約500名が登録されており、現在利用されている方は215人登録されています。GPSも昨年末時点で12名が利用しており、認知症の方とその家族の安心につながる重要な取組として評価をしております。しかし、認知症になっても地域で暮らし続けることを本当に支えていくのであれば、私はこのもう一歩先まで考える必要があると考えます。認知症になっても、買物に行き、散歩をし、電車やバスにも乗ります。それまでと同じように地域の中で生活できることこそ、共生社会のあるべき姿だと考えます。

その一方、日常生活の中で、本人に悪意はなくても、誤って他人の物を壊してしまったり、第三者を巻き込む事故を起こしてしまったりする可能性はあります。今回、所管に確認したところ、過去5年間に認知症の方が第三者に物損や人身等の損害を与えた事例について、区は件数を把握していないということでした。損害賠償や事故後の対応、保険に関する相談についても同様に把握していないということでした。区への報告は特にないということですが、一方で、こうした事故について区が情報を把握する仕組みがあるわけでもありません。したがって、報告がないことをもって事故や困り事がないと判断するのも難しいのではないのでしょうか。

また、事故や賠償に備える民間保険についても、区では特段の案内を行っていません。GPS事業者2社のうち、1社には損害賠償補償が附帯していますが、GPSの利用者自体は12人とどまっています。

そこで参考になるのが、神戸市の認知症神戸モデルです。神戸市では、認知症と診断された方が事前に登録することで、市が保険料を負担する賠償責任保険に加入できる仕組みを設けています。さらに、事故発生時の24時間365日の相談窓口や、一定の場合には被害に遭われた方の給付制度を設けるなど、本人ではなく、その家族、そして被害者までを支える仕組みとなっています。本区では、こうした自治体による事故救済制度について、これまで特段に調査をしていないということです。私は、認知症施策を、行方が分からなくなったときに、いかに早く見つけるかというところからももう一歩進めたいと考えています。もちろん事故を未然に防ぐための見守りは重要です。しかし、どれだけ見守りを充実しても、地域の中で普通に生活している以上、事故やトラブルの可能性は完全に0にすることはできません。何らか起きるかもしれないから、外に出ない。家族も心配だから、外に出さないという社会にしまわなければならないのではないのでしょうか。大切なのは、何も起きないように支えることと同時に、万が一起きても、本人も家族も、そして被害者も支えられることです。そうした安心があるからこそ、認知症になっても、これまでと変わらず地域の一員として暮らし続けることができると考えます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこでお伺いします。本区では、認知症高齢者が約8,500人プラスアルファと推計、推察される一方、認知症の方が関係する第三者への事故や損害賠償、事故後の相談について、その実態を把握しておりません。まずは地域包括支援センターなど関係機関とも連携し、認知症の方やそのご家族が事故や損害賠償についてどのような不安や課題を抱えているか、実態を把握すべきと考えます。その上で、神戸市をはじめとする先行自治体の取組を調査し、本区が進めてきた早期発見や見守りの取組をさらに一步進め、自治体負担による個人賠償責任保険等も含め、認知症の方とその家族、そして、万が一の際、被害者まで支える事故救済の仕組みについて検討すべきと考えますが、区長のご所見をお伺いします。

次に、誰もが使いやすい区有施設のデジタル環境整備についてお伺いします。

令和3年決算特別委員会総括質問において、私は、区有施設のWi-Fi環境整備について質問をしました。その後、令和4年から区民館や区民会館等でモバイルWi-Fiルーターの貸出しが始まりました。当時、オンライン会議等が急速に普及する中、工事を伴わず、短期間で通信環境を整備できたことは大きな前進であったと評価しています。

一方、導入から4年がたち、オンライン会議や動画配信、クラウドサービスの利用は、町会や地域団体の活動においても日常的なものとなりました。現在、モバイルWi-Fiは手軽である反面、大容量の通信では接続が不安定になる場合があり、利用者からも、会議の途中で通信が切れた、動画の利用には十分ではなかったという声を聞いています。私は、これまでの取組を否定するものではなく、4年間の運用を踏まえ、次の段階に進める時期に来ていると考えます。本区では、竜泉福祉センターなど高齢者施設で、高齢者向けのスマートフォン講習などデジタルディバイドの解消に積極的に取り組んでいます。しかし、その一方で、肝腎の高齢者施設自体にはWi-Fiが引かれていないところも多く、講習会で学んだ成果を実践、活用できる環境が十分に整っていない区有施設もあります。デジタルの使い方を学んでも、それを実践する場に通信環境がないのでは、ソフト面の取組とハード面の整備がかみ合っているとは言えません。

さらに、現在、本区には区有施設の利用者向けWi-Fi等について全庁的な統一方針がなく、施設や所管部署ごとの判断で整備が進められていると聞いています。その結果、常設Wi-Fiがある施設、モバイルWi-Fiで対応する施設、利用者向けWi-Fiがない施設など、同じ区有施設でも環境に差が生じています。区民から見れば、どの部署、どの課が所管しているかは関係ありません。もちろん全ての施設に同じ設備を一律に整備すべきと考えていません。施設の目的や利用者層、利用状況、費用対効果を踏まえることは必要だと思います。

そこで伺います。区有施設によってWi-Fi環境や整備の考え方に差が生じている現状を区はどのように認識しているのでしょうか。また、今後、新築や大規模改修を行う区有施設についてはもちろんのこと、既存の施設についても光回線等を活用した安定した常設Wi-Fiを基本的なインフラの一つとして検討するなど、利用実績や利用者ニーズ、通信環境

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

等を踏まえ、必要性の高い施設から優先順位をつけ、計画的に整備を進めるべきではないでしょうか。行政がデジタル化を進めるのであれば、区民がその恩恵を実際に受けられる環境まで整えてこそ、真に便利で誰もが使いやすい行政サービスにつながると考えます。区長のご所見をお伺いします。

以上、台東区のさらなる飛躍のため、大きく3つ質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。私から質問はこれで終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第2、認知症になっても安心して地域で暮らし続けるための事故救済についてお答えいたします。

まず、認知症に起因した事故や損害賠償に対する不安や課題の実態把握についてです。

認知症は誰でもなり得るものであり、認知症の方とその家族等を地域社会全体で支える環境づくりは大変重要であり、認知症になったとしても自分らしく地域で暮らし続けることができるよう、さらなる取組を検討する必要があると考えています。区では、専門家による各種相談事業や各地域包括支援センターにおける認知症カフェなどの開催など、認知症の方やその家族等に対する支援を行っています。今後は、これらの事業を実施する中で、各センターに配置している認知症地域支援推進員を通じて、事故や損害賠償に対する当事者やそのご家族の認識について実態の把握に取り組んでまいります。

次に、認知症の方とその家族を支える事故救済についてです。

区では、徘徊などにより行方不明になることが予測される方のため、日常的に使用する衣類や靴等に貼るステッカーの配布や、GPS端末を使用する位置確認システム事業を実施しております。しかしながら、これらの事業は、行方不明の際に早期に発見し、安全を確保するためのものであり、意図せぬ事故に対応するものではありません。

岡田副議長ご提案の事故救済の取組については、他の自治体でも導入、運用していることは認識しております。こうした事業は、さらなる増加が予測される認知症高齢者のみならず、そのご家族等の意図しない事故への対応や賠償といった負担を軽減するとともに、被害者の救済にも資するものとして有効と考えます。今後は、当事者や家族等のニーズや他自治体の実施状況を踏まえ、今年度新たに策定する認知症施策推進計画の中で事故救済の取組の導入に向けて検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） こども家庭部長。

（こども家庭部長前田幹生さん登壇）

○こども家庭部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第1、朝の小1の壁をなくすために

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いてお答えいたします。

本区においては、一部の区立小学校で、登校開始時刻より前に児童が学校敷地内やその周辺で待機している例があると認識しています。また、各学校では、校長や副校長等の教職員が見守るなど、安全に配慮しながら対応していることも伺っております。

議員ご提案の朝の居場所については、児童の安全管理の方法や学校運営との調整などの課題がありますが、児童の安全な登校につなげるため、教職員に負担が生じないように配慮しつつ、学校や教育委員会と鋭意協議、検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第3、誰もが使いやすい区有施設のデジタル環境整備についてお答えいたします。

まず、通信環境や整備の考え方についてです。

整備に当たっては、Wi-Fi機器の一律の設置ではなく、施設の利用用途や構造、規模、改修の時期等を踏まえ、個別に設置の有無などを判断しています。そのため、区民館等では、集会施設の個別の利用を想定し、モバイル型のWi-Fiルーターを配備している一方、生涯学習センターでは、機能強化の観点から改修工事に合わせて常設型の機器を設置いたします。このように、通信環境が異なる点については、各施設の利用用途等を踏まえて対応してきた結果であると認識しています。

次に、計画的な整備についてです。

今後の整備に当たっては、施設の利用状況等にも変化があることから、改めてニーズや現況を確認し、必要に応じて安定性に優れた機器への更新や有線LANの敷設を行うなど、施設改修時の新規整備も含め、快適な通信環境の構築に向けて適切に対応してまいります。

○議長（石塚 猛さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時35分 開議

○議長（石塚 猛さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番本目さよさん。

（15番本目さよさん登壇）（拍手）

○15番（本目さよさん） つなぐプロジェクトの本目さよです。

まず初めに、困り事に寄り添う区政運営について、デザイン思考の視点から伺います。

行政の仕事は、制度はこうなっている、前例ではこう扱ってきたという発想になりがちです。ですが、本来一番大切にしなければならないのは、今、目の前で困っている区民がどんな気持ちでいるかではないでしょうか。制度や前例から考えるのではなく、困っている人の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

気持ちや立場に寄り添い、どうすればその苦しさを取り除けるかを起点に考える。まず試しにやってみて、うまくいかなければ素早く直す、それを繰り返しながら本当に使われる仕組みやサービスをつくっていく、これがデザイン思考という考え方です。

これまで私は、不登校のお子さんの居場所づくり、DV被害者の更生プログラム、ダブルケアへの支援など、人を中心に据えた提案を繰り返し行ってきました。また、RPAや生成AIの活用、データに基づく政策立案など、併せて人が楽になるツールの使用も提案してきたところです。BPRやDX、仕事のやり方を見直したり、デジタル化を進めたりする取組が進んでいます。ただ、今のやり方を進めていくだけでは、どうしても制度のはざまにこぼれ落ちてしまう切実な課題があるのではないのでしょうか。

ここで、他区の先進的な事例を紹介します。東京都北区の取組です。北区では、管理職全員がデザイン思考の研修を受けています。それだけではありません。しごと連携課という部署の壁を越えて事業を調整する専門部署を立ち上げ、デザイナーやクリエイターといったもののづくりのプロを現場に招き入れて実際のプロジェクトを回しているのです。ものづくりに関わるプロは、完成品に至るまでに設計図を描き、課題を洗い出し、使う人の実際の生活や表情をリアルに想像しながら作り込んでいきます。その使う人目線の思考プロセスを行政の仕事そのものに取り入れていく、それこそが本質だということです。北区が取り組んだテーマは、高齢者支援でした。これまでは、介護が必要な高齢者をどう支援するかという行政側の従来のフレームで考えていました。ですが、デザイナーと共に現場の職員たちが膝を突き合わせて話し合う中で、そもそもの問いを立て直したそうなんです。まだ元気だけれども、将来に不安を感じ始めている人が自分らしく暮らし続けるには何が必要だろうか。介護保険、長寿支援、高齢福祉の3つの担当課が部署の垣根を越え、この1つの問いに本気で向き合いました。担当の課長は、取組を進めていく中で、職員の中にこれほど柔軟ですてきな発想をする人がいたのかと驚かされたと言っていました。やり方を少し工夫するのではなく、物事の本質を見詰め直し、そもそもの問いを立て直す、これこそがデザイン思考の力です。制度だけでは、目の前一人一人の切実な事情まではすくい切れないことがあります。その隙間を埋め、職員の仕事のやり方だけでなく、区民と行政の関わり方そのものを温かく変えていくためにも、デザイン思考を台東区に定着させていただきたいと思います。

さらに、この考え方を深めたシステミックデザインという手法もあります。一つの部署の努力だけでは解決できない複雑に絡み合った課題を、部分ではなく、システム全体として捉え直し、当事者や様々な立場の人と共に根っこから解決策を探る手法です。全体の構造を図解し、どこに働きかければ一番効果的に物事が動くかを導き出します。複雑な地域課題を解決するためのシステミックデザインの手法についても研究と導入を進めていただきたいと思います。

そこで区長に伺います。現在、台東区でもデザイン思考に関する研修がスタートしていると聞いています。しかし、北区の事例が教えてくれるのは、単発の座学の研修だけでは不十

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

分だということです。実際にプロのデザイナーを現場に招き、部署横断のプロジェクトを動かして初めて職員の皆さんの意識と実践が変わるんです。まずは、デザイン思考の手法について区長のご認識を伺います。

また、デザイン思考について、単発の研修で終わらず、業務を検討する際にデザイナーに日常的に参加してもらうなど、区政運営の考え方としてしっかりと定着をさせていく考えがあるのか、併せて区長のご所見を伺います。

次に、子供の事故予防について伺います。

以前の委員会で、区内のこども園において、食育の一環でミニトマトを栽培しているという報告を受けたときに、大丈夫かなと不安になりました。ミニトマトは、まるごと口に入れると、乳幼児の喉を詰まらせる極めて窒息リスクの高い食材です。実際に痛ましい死亡事故が起きた静岡のこども園では、当時、園児約30人に対して大人10人が付き添っていたそうです。それでも、防ぐことができませんでした。大人が10人いても防げない事故を一人一人の気をつけましょうという注意喚起だけで防ぐことには、限界があります。一見、食育としてよいことと思っている日常の盲点にこそ、事故の根が潜んでいるのです。

そして、今年7月に公設民営のこどもクラブで事故が起きました。非常扉での指挟み事故の一報を聞いたとき、胸が詰まり、涙があふれそうになりました。事故を知った後、私は気が気じゃなくなり、我が子の通う施設や身近な公立保育園の扉を確認しに走りました。幸い、入り口以外は引き戸になっており、指を挟まない工夫がされていて、胸をなで下ろしました。私は今、超党派の子どもの事故予防地方議員連盟に参加し、全国の事例や対策を学んでいます。私たちが気づいていない日常の盲点は至るところに存在します。家庭での窓からの転落事故、まさか台を移動して子供が窓を開けられるとは思わなかった。大好きなミニトマトでの窒息死、そして、ライフジャケットがなかったために起きた川や海での水難事故、もちろん各学校や園、現場の先生方が安全計画に基づいて日頃から定期的に点検を行い、一生懸命子供たちの安全を守ってくださっていることは重々承知をしています。ですが、だからこそ思うのです。現場の注意や内部の目だけの点検にはどうしても限界があります。気をつけましょうという意識だけに頼っていたら、カバーが外れているような危険な状態に気がつかないまま、また同じ事故が繰り返されてしまいます。人間は、うっかりする生き物だからです。忙しい現場で先生が一瞬目を離してしまうことも、家庭で保護者が家事に追われて目を離してしまうこともあります。だからこそ、子供たちが過ごす施設でも、そして家庭でも、そのうっかりがあっても重大な事故にならない仕組みを行政が責任を持って構築し、現場や家庭を支えるべきではないでしょうか。

既にほかの自治体では、仕組みで命を守る実践が進んでいます。例えば施設においては、板橋区の教育委員会が、学校任せにせず、独自のチェック表を持って全校を訪問し、組織的なダブルチェック体制を敷いています。

また、家庭においては、お隣の荒川区が、窓からの転落事故を防ぐため、6か月健診で全

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

家庭へ窓の補助錠を配っています。節分の豆まきも、本物の豆を使わないルールを全園で徹底しています。

本区が誇る幼児用ヘルメットの無償配布も、根底にある思想は全く同じです。気をつけてねと丸投げするのではなく、行政が具体的なものやルールという仕組みを届けることで、子供の命を守るんです。台東区においても、施設も家庭もまろごと仕組みで守る取組が必要です。安全扉の指挟み防止ガードは、各施設の判断に任せず、区共通の標準仕様として取り付ける。点検も、複数の目によるダブルチェック体制をつくる。家庭に対しては、健診等の機会を捉えて補助錠などの安全対策グッズを届け、ミニトマトや乾いた豆類の窒息リスクについて明確な予防ルールと啓発情報を届ける。そして、ささいなヒヤリハットであっても、全施設と家庭で共有、分析できる仕組みを構築するべきと考えます。安全は、気合ではありません。安全は、仕組みです。現場任せ、保護者任せの注意喚起から脱却し、うっかりミスがあっても絶対に子供たちの命が失われない強固な仕組みを台東区として構築すべきと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問第1、困り事に寄り添う区政運営についてお答えいたします。

区ではこれまでも、区民の立場に立ってニーズを的確に捉え、区民福祉の向上を実現することが基礎的自治体の責務であるという考えの下、業務や組織を見直しながら、よりよい行政サービスの提供に努めてきたところです。

BPRの推進においては、その前提として、ニーズへの共感や分析から課題解決のアイデア創出の流れを再確認できるよう、デザイン思考に関する研修を実施しています。また、組織改正に当たっては、こどもまんなかの視点で検討をし、こども家庭部を設置したところです。区民に寄り添った区政運営を今後も実現していくため、デザイン思考の手法を取り入れることは有用であると考えています。

一方で、その定着に向けては、様々な手法があると認識しています。区では、引き続きデザイン思考に関する研修を実施し、職員の育成を図るとともに、他自治体の事例についても情報収集に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） こども家庭部長。

（こども家庭部長前田幹生さん登壇）

○こども家庭部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、子供の事故予防についてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子供の事故は、教育・保育施設、家庭など日常生活の様々な場面で起こり得るものであり、事故が起きた場合、子供の心身に大きな負担をかける可能性があるため、事故を未然に防ぐことは大変重要であると認識しています。現在、教育・保育施設に対して、関係法令をはじめ、国や東京都からの通知、ガイドラインなどの情報共有、安全管理や安全指導を行うほか、国等の基準を踏まえながら、学校園においては独自の危機管理マニュアルを作成するなど、対策の強化に努めています。

引き続き教育委員会と連携しながら、ヒヤリハット事例の共有や各マニュアルの定期的な見直しなど安全対策の徹底を図るとともに、今後、関連情報の集約化や家庭への定期的な周知啓発など、子供の事故予防のための仕組みづくりに努めてまいります。

○議長（石塚 猛さん） 1 番石原喬子さん。

（1 番石原喬子さん登壇）（拍手）

○1 番（石原喬子さん） 自由民主党の石原喬子です。質問の機会をいただきました会派の皆様は心より感謝を申し上げ、早速質問に入ります。

初めに、強度行動障害のある方への支援体制について伺います。

強度行動障害とは、自分の体を傷つける、人をたたいたり物を壊したりする、大声を出し続ける、強いこだわりによって日常生活が難しくなるなど、本人や周囲の生活に大きな影響を及ぼす行動が高い頻度で現れる状態を言います。その背景には、自分の気持ちやつらさをうまく伝えられないことや、音や光、環境の変化などへの強い負担があり、本人が抱えている不安や苦痛が激しい行動として現れている場合もあります。まずは、こうした強度行動障害への理解を社会全体で深めていくことが必要ではないでしょうか。

本区では、18歳以上で強度行動障害があり、障害福祉サービスにつながっている方を163人把握していると伺っております。これは、あくまでサービスにつながっている方の人数であり、区内全ての対象者を把握した数字ではありません。今回、ご家族や支援に携わる方々のお話を伺う中で強く感じたのは、制度として利用できるサービスがあっても、実際に必要なときに利用できるとは限らないということです。短期入所、生活介護、居宅介護などの制度があっても、強度行動障害の程度や本人の特性によっては、複数の職員による対応や専門的な知識、経験、個別に配慮された環境などが必要となり、事業所が受入れ困難と判断する場合があります。その結果、本人との相性や希望によってサービスを選ぶのではなく、受け入れてもらえる場所を利用するしかないという状況に置かれることがあります。本区でこうした方々を受け入れ、日々支援していただいている事業所や職員の皆様のご尽力には心から感謝しております。

しかし、支援の必要性が高いことによって、本人の生活の選択肢そのものが狭められてしまうことは避けなければなりません。そして、忘れてはならないのが、ご家族への支援です。強度行動障害のある方の暮らしを長年にわたりご家族が支えているケースは少なくありません。そうしたご家族からは、自分が支えられなくなったとき、この子はどうするのかという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

切実な声も伺っています。困り切ってから対応するのではなく、まだ家庭で生活できている段階からご家族の不安や将来の思いに寄り添い、本人の将来の暮らしと一緒に考えていくことが重要ではないでしょうか。特に強度行動障害のある方の場合、障害特性や生活習慣、安心できる関わり方などを新たな支援者が理解するまでに時間を要することがあります。だからこそ、平時から短期入所などのサービスにつながり、本人と支援者との関係を少しずつ築いておくことが、本人だけでなく、ご家族の安心にもつながると考えます。

国においても令和6年度から、市町村や圏域で支援ニーズを把握し、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するなど、地域の支援体制の充実が求められています。例えば名古屋市では、強度行動障害のある方を受け入れる生活介護事業所への人件費補助や、専門的な支援者を事業所へ派遣し、支援方法について助言する取組を進めています。本区でも、今年度から区内3か所に拠点コーディネーターを配置し、相談支援専門員が緊急時の受入先が見つからないなどの困難なケースについて助言を受けられる体制を整えたことは評価しております。しかし、相談によって必要な支援が明らかになっても、それを実際に担う事業所や人材がなければ、本人やご家族の生活を支えることにはつながりません。また、入浴や排せつ、着替えなど、本人の尊厳や安心に関わる場面では、同性による介助が必要となることもあります。そのため、単に職員数を確保することだけではなく、性別や経験、専門性も含めた人員体制を考えていく必要があるのではないのでしょうか。こうした体制を一つの事業所の努力だけで整えることには限界があります。

そこで伺います。強度行動障害のある方が支援の必要性が高いことを理由に生活の選択肢を狭められることなく、また、ご家族が支えることが難しくなった場合にも本人が行き場を失わないよう、将来を見据えた受入れ体制を整えていく必要があると考えます。そのために、本人やご家族のニーズ、現在不足している支援を把握した上で、専門的人材の育成確保、現場への専門的支援、人員配置や環境整備への財政的支援など、事業所が受入れを継続、拡大できる環境を整えるべきと考えます。こうした受入れ体制の充実を区としてどのように進めていくのか、伺います。あわせて、強度行動障害をはじめとする障害特性への地域の理解を深め、本人やご家族が孤立することのない心のバリアフリーをどのように進めていくのか、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、シニアクラブの今後の在り方について伺います。

人生100年時代と言われる中、本区では、令和8年4月1日現在、100歳以上の方が126人いらっしゃいます。長寿を心から喜ぶとともに、年齢を重ねても住み慣れた地域で人とのつながりを持ち、それぞれの形で元気に活躍していただきたいと思っております。そのためにも、外に出て人と出会い、楽しみや役割を持ちながら地域との関わりを続けていくことは大切です。その一つとして、長年地域に根づいて活動してきたのがシニアクラブです。シニアクラブは、健康づくりや生きがいづくりに加え、仲間づくりや見守り、社会奉仕活動などを通して地域のつながりを支える役割を担ってきました。しかし、本区のシニアクラブは減少

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が続いております。平成25年には120クラブ、会員数7,242名でしたが、令和8年には83クラブ、3,612名となり、13年間で37クラブ、会員数では3,630名減少しております。

一方、本区の60歳以上の人口を同じ7月1日現在で比較すると、平成25年は5万6,093名、令和8年は5万6,173名とほぼ横ばいです。つまり、シニア世代の人口そのものに大きな変化がない中で、会員数は大きく減少しており、その背景には、高齢者の生活スタイルや価値観、地域活動への参加意欲の変化などがあるものと考えます。実際にシニアクラブの皆様からお話を伺うと、会員の高齢化に加え、役員の成り手不足、会計などの事務負担、60代、70代の新たな会員がなかなか増えないことなど、様々な課題を抱えていることが分かります。こうした状況に対し、区では、会員募集や事務負担の軽減など、それぞれのクラブに寄り添った対応を続けています。

また、本区では、1人、2人でも気軽に参加できる活動や居場所など、高齢者が生活や関心に合わせて参加できる選択肢も増えています。こうした多様な社会参加や人とのつながりの場を広げている区の実践については評価しております。現在の60代、70代は仕事を続けている方も多く、趣味やスポーツ、ボランティアなど余暇の過ごし方や地域との関わり方も多様になっています。そのような中でも、シニアクラブには、用意された活動に参加するだけでなく、仲間と共に自ら活動の場をつくり、運営し、地域との関係を築いていくよさがあります。選択肢が増えた今だからこそ、このよさをどのように次の世代につないでいくのか、今こそ考えていく必要があるのではないのでしょうか。

制度に目を向けると、老人クラブの会員規模については、平成21年度におおむね50人以上からおおむね30人以上へ見直されました。さらに本区では、令和5年度から区独自の取組として、会員数が減少した場合にも活動の継続や再スタートにつなげられる仕組みを設けています。こうした現場の実情に応じた制度の工夫は評価しております。

一方、他自治体でも独自の取組が進められています。例えば中野区では、原則として常時参加者30人以上としながら、10人以上30人未満の小規模老人クラブについても一定の条件の下で助成を行っています。また、助成金については、社会奉仕活動、健康づくり、生きがいづくりなど幅広い活動が対象となる一方、対象外となる経費も定められています。使途に一定のルールが必要であることは十分理解しています。しかし、シニアクラブの皆様からは、実際の活動に合わせてもう少し柔軟に活用できないかという声も伺っております。平成21年に人数基準が見直されてから十数年が経過し、高齢者の働き方や生活スタイル、人とのつながり方は大きく変わっています。

そこで伺います。私は、これまで区が行ってきた取組を大切にしながらも、人数の基準や助成金の使い方、事務負担など、長く続いてきた制度が現在のシニアクラブの活動実態やこれから参加する世代のニーズに合っているのか、改めて検証する時期に来ていると考えます。もちろん行政だけではなく、シニアクラブ側にも新たな世代が参加しやすい活動や運営へと変わっていくことが求められます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その一方で、区として区独自で見直すことができるものについては、より使いやすく、参加しやすい仕組みへと改善を進めていただきたい。そして、東京都の制度に関わるものについては、本区の会員減少や担い手不足、現場から寄せられている声をしっかりと東京都へ届け、制度の見直しにつなげていただきたいと思います。時代の変化に応じたシニアクラブの在り方について、区として制度や支援をどのように見直し、今後の取組につなげていくのか、区長のご所見を伺います。

次に、台東リバーサイドスポーツセンター全体の将来像と一体的な整備について伺います。

本区のスポーツ振興基本計画では、設置できるスポーツ施設数には限りがあることが示されています。また、令和4年度のスポーツに関する意識調査でも、スポーツ施設の整備、充実、今後区が取り組むべき施策として高い割合を占めています。多くの機能が集まり、リバーサイドスポーツセンターだからこそ、限られた空間を有効に生かし、施設全体の可能性をさらに広げていく視点が必要ではないでしょうか。これからは、単に利用できるだけではなく、利用してみたい、利用しやすいと感じていただける施設があることも重要だと考えます。

まず、ハード面です。現在、陸上競技場については、改築に向けた基本計画が策定され、設計の段階へと進んでいます。観覧席への屋根の設置、夜間照明、バリアフリー化など機能向上が図られることは、大いに評価し、期待しています。

一方、今後さらに大きな課題となるのが、暑さへの対応です。近年の夏の猛暑について、区自身も陸上競技場整備に関する資料の中で施設利用への大きな障壁と位置づけており、今回の基本計画でも気候変動への対応が整備の目的の一つに掲げられています。観覧席への屋根の設置は、大切な暑さ対策です。しかし、実際にトラックやフィールドで競技する子供たちや選手は、引き続き雨や猛暑の影響を受けます。だからこそ、将来的には年間を通じて安心してスポーツができる環境をさらに整えていく必要があります。理想を言えば、トラックやフィールドへの屋根の設置など、全天候型に近い環境も一つの可能性です。構造や景観、周辺環境、費用など課題はありますが、今できるかどうかだけで結論を出すのではなく、5年後、10年後を見据え、将来の可能性を残しておくことが大切ではないでしょうか。

次に、ソフト面です。令和7年度の教育に関する事務の点検及び評価では、学識経験者から、気候変動への対応に加え、施設の使い方についても課題がある可能性が指摘されています。今回の陸上競技場も、フットサルなど様々なスポーツに活用できる計画となっており、限られた空間を有効に使う取組として評価しています。その上で、この多目的という考え方をもう一步広げてよいのではないのでしょうか。周辺環境や音への配慮は当然必要ですが、スポーツだけでなく、文化活動や地域活動などにも活用できるよう、整備の段階から可能性を持たせておくことが大切です。平成29年の屋外スポーツ施設整備の調査でも、立地を生かした多目的活用が検討されていました。そこから約8年がたち、気候やスポーツの楽しみ方、地域活動の在り方も変化しています。これまでの考え方を生かしながら、今の時代に合った

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

使い方へと変化していく必要があると考えます。

そして、これは陸上競技場だけの話ではありません。体育館は、昭和58年に竣工し、平成20年度から21年度にかけて大規模改修が行われています。今すぐ改築するべきということではありませんが、今後、それぞれの施設について大きな整備を考える時期は必ずやってきます。何十年と使う施設だからこそ、その時々で個別に考えるのではなく、まず、リバーサイド全体として目指す姿を描き、そこから一つ一つの整備を考えていく、私はその順番が必要だと思っております。

そこで教育長に伺います。限られた土地と空間を最大限に生かし、気候変動やスポーツニーズの変化、今後の各施設の在り方まで見据え、この施設全体を将来どのような拠点としていくのか、ビジョンを定めていくことを考えます。陸上競技場を改築し、その次に体育館、その次に別の施設というように、それぞれを個別に整備した結果として将来の姿が出来上がるのではなく、まず施設全体として目指す姿を明確にしていくことが重要ではないでしょうか。台東リバーサイドスポーツセンター全体の中長期的な将来像を今から描き、その将来像を踏まえて今後の施設整備や土地、空間の利活用を一体的、計画的に進めていくべきと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問の第3、台東リバーサイドスポーツセンター全体の将来像と一体的な整備についてお答えいたします。

台東リバーサイドスポーツセンターは、長年にわたり区民のスポーツ活動の拠点として多くの区民の皆様にご利用されている施設であり、その機能を維持、向上させていくことが重要であると認識しています。陸上競技場をはじめとした屋外スポーツ施設の整備については、本年3月に策定した基本計画に基づき、改めてスポーツ団体の皆様と話し合いを重ね、設計作業を進めているところです。

今後、体育館や屋外プールなどについては、適切な周期で修繕や改修を行い、機能の維持、向上を図るとともに、気候変動や利用者ニーズをはじめ、様々な課題を総合的に勘案し、将来像を明確にしながら施設整備を検討していく必要があります。

教育委員会といたしましては、リバーサイドスポーツセンターが将来にわたり区民の皆さんに親しまれ、安心してスポーツができる施設となるよう、それぞれの施設を一体的に捉えながら、中長期的な視点を持って取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 福祉部長。

（福祉部長三瓶共洋さん登壇）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○福祉部長（三瓶共洋さん） 私から、ご質問の第1、強度行動障害のある方への支援体制についてお答えいたします。

まず、事業所が強度行動障害のある方の受入れを継続、拡大できる環境の整備についてです。

強度行動障害のある方は、議員ご指摘のとおり、一人一人異なる障害特性や生きづらさを有し、その方たちの暮らしを長年にわたりご家族が支えているケースが少なくない状況です。障害の程度や本人の特性により、事業所での受入れに至らず、とりわけ緊急時の入所については、希望どおり利用できない方がいることを区としても認識しています。区では、障害者団体や事業者から様々なご意見やご要望をいただいております。また、昨年度実施した重度障害者児へのアンケート調査の結果からも、強度行動障害のある方へのさらなる支援の必要性があると考えており、台東区障害者福祉施策推進協議会においても議論されているところです。

このことを踏まえ、現在策定中の第8期台東区障害福祉計画において、強度行動障害など重度の障害のある方への支援を重点課題の一つとして具体的な支援策の検討を進めてまいります。

次に、本人やご家族が孤立することのない心のバリアフリーについてです。

心のバリアフリーを推進していくことは、共生社会の実現に向けて大変重要であると考えております。区では、障害者週間における動画の配信や障害者サポート基礎講座の開催、地域イベントへの参画など、周知啓発活動に取り組んでいます。さらに今年度は、違いや思いやりについて学ぶ親子講座を開催し、子供への啓発に努めてまいります。

今後も様々な機会を捉え、障害特性や必要な配慮についてさらなる理解促進を図り、障害のある方やご家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 健康部長。

（健康部長水田渉子さん登壇）

○健康部長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第2、時代の変化に応じたシニアクラブの在り方についてお答えいたします。

シニアクラブは、健康づくりや生きがいづくり、地域との交流、社会奉仕活動などを通じて、高齢者が地域で生き生きと活動するための重要な場です。

一方で、高齢者を取り巻く環境や価値観の変化に伴い、会員の高齢化や役員の担い手不足など、運営上の課題も生じています。区では、より多くの高齢者にシニアクラブの活動を知っていただき、参加につながるよう、会員募集用のチラシ、ポスターの作成や会報誌の内容の充実など情報発信の支援に取り組んでいます。さらに、運営に係る役員の負担を軽減するため、必要な書類の作成補助を行うとともに、クラブの状況に応じて相談を受ける機会を設けるなど、運営を支える取組も進めているところです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今後は、健康管理アプリなど様々な媒体を活用した情報発信や介護予防事業の機会を通じて一層の加入促進に努めるとともに、クラブの円滑な運営に向けた支援の充実を図ってまいります。あわせて、会員数の要件緩和を検討するほか、助成金の柔軟な活用について東京都へ要望を行っていきます。

引き続き、高齢者を取り巻く環境変化を踏まえ、シニアクラブが地域で継続的に活動できるよう取り組んでまいります。

○議長（石塚 猛さん） 8番高橋えりかさん。

（8番高橋えりかさん登壇）（拍手）

○8番（高橋えりかさん） 台東むすびの会の高橋えりかです。

私からは、蔵前地区のまちづくりについて、区政情報をより多くの区民に届けるための情報発信についての2つのテーマで質問いたします。区長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

初めに、蔵前地区のまちづくりについてお伺いします。

蔵前は、江戸時代に幕府の米倉、浅草御蔵が置かれたことにその名を由来し、戦後はおもちゃや文具、雑貨などの問屋街として栄えてきた、ものづくりと商いの歴史が重なり合うまちです。

しかし、近年、その姿は大きく変わりました。問屋の廃業や移転が進む一方で、職人やクリエーターの工房を兼ねた店舗、こだわりのカフェ、ゲストハウスやホテルなどが次々とオープンし、東京のブルックリンと呼ばれ、国内外から注目を集めています。空き店舗や空きビルが再生され、若い事業者が集まることは、まちに新たな活力をもたらすものとして私も前向きに受け止めています。私自身、蔵前で生まれ育ち、まちの変化を身近に見てきました。多くの人が訪れるようになったことをうれしく思う一方で、昔ながらの店や問屋が姿を消し、なれ親しんだまちの風景が変わっていくことに少し寂しさも感じています。

蔵前の発展は、地場産業の蓄積とものづくりの伝統を受け継いできた方々、そして、新たに挑戦する民間事業者の力によって自然発生的に生まれたものです。区は、台東区都市計画マスタープランにおいて、蔵前を含む浅草橋、蔵前広域拠点について、食と住が調和したライフスタイルや地域産業の発展、新たな産業集積によるものづくりのまちの魅力を発信する拠点の形成を図るとしています。ホテルやマンションの建設、地価や家賃の上昇、昔ながらの問屋や店舗の減少、来街者の増加に伴う生活環境上の課題など、蔵前を取り巻く状況は大きく変化しています。区のまちづくりの施策が浅草や上野に重心を置く中で、蔵前を今後どのようなまちにしていくのか。そのビジョンは区民に十分示されていないと感じます。

また、地域からは、観光客によるごみのポイ捨てや話し声、写真撮影のために歩道に広がることによる通行への支障、早朝や夜間にキャリーバッグを引く音など、生活環境に関する声が寄せられています。公園やコンビニの周辺に来街者が長時間滞留し、帰宅時に怖さを感じるという声もあります。実際の犯罪発生状況とは分けて考える必要がありますが、住民が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

自宅の近くを安心して歩けないと感じている状態を行政は軽視すべきではありません。防犯、環境美化、公園管理、道路、観光、宿泊施設への対応など、関係する所管が分かれているからこそ、個別対応にとどまらず、地域全体の課題として横断的に実態を把握する必要があります。

まちの商いについても、新しい店舗に人が集まる一方で、昔から地域を支えてきた店や問屋には人が流れず、活気を失っていると感じる方もいます。さらに、町会活動を支えてきた方々からは、新しい住民や事業者との接点がつくれないとの声も伺います。新しい店と昔からの店、住む人と訪れる人が共存し、蔵前の歴史や技術、地域のつながりを次の世代へ引き継いでいくことが必要です。まちづくりは、開発が進み切ってからでは手後れです。民間の活力を生かしながら、住民の暮らしとものづくりの文化を守る方向へまちを導いていくことは、行政にしかできない仕事です。隅田川沿いという恵まれた立地も含め、蔵前にはものづくりのまちとして世界に通用する可能性があります。この発展を一過性の流行で終わらせるのか、住む人と訪れる人が共に誇れるまちとして育てていくのか、今がその分かれ目だと考えます。

そこで伺います。民間の力によって自然発生的に発展してきた蔵前では、近年、ホテルやマンションの建設が相次ぐ一方、昔ながらの店や問屋が姿を消すなど、まちの姿が変化しています。区は、蔵前のこれまでの変化と現状をどのように評価し、将来どのようなまちにしていこうと考えているのでしょうか。地域住民や事業者、新たに集まったクリエイターも交えて、蔵前地区の将来ビジョンを描く考えはあるのか、区長の所見を伺います。

次に、区政情報をより多くの区民に届けるための情報発信について質問いたします。

区はこれまで、広報たいとうをはじめ、ホームページ、LINE、エックス、ユーチューブなど多様な媒体を通じて情報発信に取り組んでこられました。また、広報たいとうの内容を音声で読み上げる声の広報を公開し、視覚に障害のある方をはじめ、誌面を読むことが難しい方への情報保障にも取り組まれています。こうした日々のご努力に、まず敬意を表します。

一方で、行政の情報発信は、発信すること自体が目的ではありません。必要な情報が必要な人に届き、制度の利用や行事への参加、災害への備えなど、区民の具体的な行動につながって初めて意味を持つものと考えます。しかし、区民からは、制度を知らなかったため利用できなかった、そもそも広報誌を手にとったことがない、区のアプリが幾つもあり、どれを利用すればよいのか分からないといった声を伺います。情報発信の手段を増やすことには意義がありますが、それぞれの役割や対象が明確でなければ、かえって必要な情報へたどり着きにくくなる可能性があります。

そこで重要となるのが、区の情報が誰にどの程度届き、どのような行動につながっているのかを把握し、検証することです。広報誌の購読状況、LINEの登録者数やリンクへのアクセス、SNSの閲覧数、ユーチューブの再生数、各種アプリの利用状況など、取得できる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

データは媒体によって異なります。また、情報発信と制度利用との因果関係を正確に測定することが難しい場合もあると認識しています。それでも、把握できる範囲から発信件数や登録者数だけではなく、誰にどの程度届き、どのような反応や行動につながったのかという成果を意識して検証すべきです。そのためには、区が運用する情報発信媒体について、それぞれの目的、対象、利用者数、運用経費、発信頻度などを把握し、重複する機能や役割がないか検証する必要があります。

また、ホームページ上の情報整理に加え、LINEなどそれぞれの媒体が効果的に連携し、区民が必要な情報へ円滑にたどり着けるものとなっているか、利用者の視点から継続的に検証することも重要です。情報が十分に届いていない年代や層が明らかになった場合には、この方々の生活や行動から逆算し、媒体や内容、表現、発信する時間帯などを工夫する伝わる広報を推進すべきと考えます。さらに、既存の声の広報を生かしながら、音声による情報発信を発展させることも提案いたします。

現在、若い世代や働く世代の間では、家事や通勤、散歩をしながら音声コンテンツを楽しむ、ながら聞きが日常に浸透しています。そこで、声の広報に加え、ポッドキャストなどを活用し、区の制度や事業を短時間で分かりやすく解説する番組や、区内の職人、商店、文化、芸能に携わる方々を紹介する番組などを配信してはどうでしょうか。広報誌の情報を正確に伝える声の広報と、区政や地域への関心を高め、新たな層との接点をつくるポッドキャストでは、それぞれ異なる役割を担うことができます。音声は、ラジオに親しんできた高齢者や活字を読むことが苦手な方にも届き得る間口の広い媒体です。本区は、落語や講談をはじめ、演芸と語りの文化を育んできたまちでもあります。台東区らしさを生かした音声発信は、行政情報の読み上げにとどまらず、区政を身近に感じてもらい、地域への愛着を高める取組にもなり得ます。

そこで2点伺います。第1に、区は現在、広報誌、ホームページ、LINE、SNS、YouTube、声の広報などの各媒体についてどのような指標を用いて効果を測定しているのでしょうか。各媒体の目的、対象、利用状況、運用経費などを改めて棚卸しし、データに基づく広報戦略と成果指標を定めるとともに、区民が必要な情報へ迷わずたどり着けるよう、入り口や動線の整理、連携を進めるべきと考えます。現在の効果測定の状況と今後の広報戦略について区長のご所見を伺います。

第2に、既存の声の広報のさらなる周知と活用を図るとともに、ポッドキャストなどの音声配信サービスも活用し、これまで区政情報に触れる機会の少なかった方にも届く新たな音声発信を検討すべきと考えます。音声による情報発信の充実について、区長のご所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石塚 猛さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

都市づくり部長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、蔵前地区のまちづくりについてお答えいたします。

蔵前地区は、ものづくりや卸売が集積してきたまちです。区では平成16年、小島に台東デザイナーズビレッジを開設し、デザイナー等の創業を支援してまいりました。その後、卒業生の一部がこの地区に拠点を構えるなど、新たな担い手も加わってきました。こうした動きの中で、モノマチをはじめとする取組や、工房、店舗などの集積を通じ、ものづくりの魅力がまちに広がり、蔵前ならではの個性につながっています。また、マンションやホテルの立地が進み、従来からの産業に新たな産業や居住、観光が重なるなど、まちの姿に変化が見られます。

区としては、長年培われてきたものづくりに新たな担い手の活動が重なり、蔵前ならではの魅力が育まれていることをこの地区の大きな特徴と捉えています。これらの状況を踏まえ、暮らしと観光が調和するまちを目指すことが大切だと考えています。このような考え方は、台東区都市計画マスタープランの浅草橋・蔵前広域拠点に示す職と住の調和や産業の発展といった方向性にも沿うものであるため、地区に特化した新たなビジョンの策定は現時点では予定しておりません。

一方で、まちの変化に伴う様々な課題については、地区全体を見据え、区として必要な対応を着実に行之、安心して暮らせる環境とまちの活力の両立を図っていきます。あわせて、住民や事業者、地区で活動する方々による主体的なまちづくりについては、その取組を後押しするため、台東区まちづくりに係る総合的な条例に基づく制度などを活用し、必要な支援につなげてまいります。

私からは以上です。

○議長（石塚 猛さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第2、区政情報をより多くの区民に届けるための情報発信についてお答えいたします。

まず、各種広報媒体の効果測定と広報戦略についてです。

議員ご指摘のとおり、広報媒体の効果を適切にはかり、区民の具体的な行動につながる広報活動は重要であると認識しています。区では、各広報媒体の情報発信効果を把握するため、区民意識調査により情報の入手経路などを把握しているほか、区公式ホームページにおいては、解析ツールを活用し、閲覧状況やサイト内の閲覧導線の把握を行うなどの検証を行っています。

また、効果的な広報を行うためのガイドラインに基づき、様々な世代の多様なニーズに対応するため、紙媒体やSNSなど情報の内容や受け手を踏まえた適切な広報媒体を選択するとともに、区民が必要な情報を取得できるよう、希望する情報の受信設定ができるLINE

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のセグメント機能などを活用した情報発信を行っています。

引き続き、効果検証に基づき、ガイドラインの見直しを行いながら、伝わる広報に取り組んでまいります。

次に、音声による情報発信の充実についてです。

区では、広報たいとうを音声で届ける声の広報を区公式ホームページに掲載するとともに、希望される方にデジタル録音図書の国際標準規格であるデジター版CDの配布を行っています。また、区公式ホームページには読み上げ機能も実装しています。さらに、今年度より台東区障害者支援アプリ「ささえ〜る」を活用し、声の広報の周知強化を図っています。引き続き、より多くの方にご利用いただけるよう、周知啓発に取り組んでまいります。

音声による情報発信は、区民が容易に情報を取得できる効果的な手法であると認識しています。新たな音声媒体の導入につきましては、継続的な運用体制の確保や費用対効果の検証、ニーズの把握などの課題があります。そのため、音声による情報発信について、他自治体の情報収集を行うなど、研究してまいります。

○議長（石塚 猛さん） 以上で、一般質問は終了いたしました。

○議長（石塚 猛さん） おはかりいたします。

「議員提出第5号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を本日の追加日程第1として追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石塚 猛さん） ご異議ないと認めます。よって、本案については、本日の追加日程第1として追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題といたします。

（鈴木事務局長朗読）

追加日程第1 議員提出第5号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木 昇 伊藤 延子

秋間 洋

東京都台東区議会議員 石塚 猛 殿

（提案理由）

この案は、区民館の施設に関し、規定の整備を図るため提出します。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上です。

○議長（石塚 猛さん） 本案について、提案理由の説明を求めます。

9 番鈴木昇さん。

（9 番鈴木 昇さん登壇）

○9 番（鈴木 昇さん） 日本共産党の鈴木昇です。

地方自治法第112条に基づき、秋間洋議員、伊藤延子議員の賛同を得て、区民館トレーニング室の存続を趣旨とする東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案を提出いたします。

よろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

○議長（石塚 猛さん） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

おはかりいたします。

本案については、区民文教委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石塚 猛さん） ご異議ないと認めます。よって、本案については、区民文教委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石塚 猛さん） これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

午後 4 時 3 2 分 散会